第七回国会　衆議院　建設委員会議録第三十三号

昭和二十五年四月二十八日（金曜日）
午後一時五十四分開議

出席委員
委員長　浅利　三朗君
理事江崎　眞澄君　理事田中　角榮君
理事内藤　隆君　理事松井　豊吉君
理事前田榮之助君
井手　光治君　池見　茂隆君
今村　忠助君　大西　弘君
越智　茂君　瀬戸山三男君
西村　英一君　三池　信君
宮原幸三郎君　深澤　義守君
寺崎　覺君

出席国務大臣
建設大臣　益谷　秀次君

出席政府委員
建設事務官（住宅局長）　伊東　五郎君

委員外の出席者
建設事務官（大臣官房文書課長）　小林與三次君
建設技官（住宅局建設指導課長）　内藤　亨一君
専門員　西畑　正倫君
専門員　田中　義一君

四月二十七日
委員大西弘君及び越智茂君辞任につき、その補欠として田中豊君及び龍野喜一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十八日
委員田中豊君及び龍野喜一郎君辞任につき、その補欠として大西弘君及び越智茂君が議長の指名で委員に選任された。

四月二十七日
建築基準法案（内閣提出第一八八号）の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件
建築基準法案（内閣提出第一八八号）
道路法改正に関する小委員長より報告聽取の件
国土開発法に関する小委員長より報告聽取の件

請願
一　阿武隈川下流改修工事施行の請願（庄司一郎君外二名紹介）（第二号）
二　釜房ダム築設予定地拂下げの請願（庄司一郎君紹介）（第四号）
三　佐世保市内の進駐軍用地買上げに関する請願（北村徳太郎君紹介）（第二〇号）
四　浜田、廣島両市間の県道を国道に編入の請願（山本利壽君外二名紹介）（第三〇号）
五　進駐軍関係従業員の待遇改善に関する請願（加藤充君外二名紹介）（第三六号）
六　災害復旧費増額の請願（降旗徳彌君紹介）（第一〇六号）
七　接收建築物に関する請願（岡野清豪君紹介）（第一〇八号）
八　接收住宅等の借上料増額に関する請願（苫米地義三君紹介）（第一〇九号）
九　海門橋架の請願（山崎猛君紹介）（第一一八号）
一〇　四日市、敦賀間道路開設の請願外一件（田中啓一君紹介）（第一二一号）
一一　新旧北上川治水工事促進の請願（内海安吉君外一名紹介）（第一二二号）
一二　女川、志津川間県道を国道に編入の請願（内海安吉君外一名紹介）（第一二四号）
一三　阿武隈川下流改修工事施行の請願（庄司一郎君紹介）（第一二六号）
一四　庄野町、神辺村間の国道二号線開（設工事促進の請願）（水谷昇君外一名紹介）（第一二七号）
一五　球磨郡下の災害復旧費国庫補助の請願（福永一臣君紹介）（第一三二号）
一六　埼玉県下の国道四号線改良工事促進の請願（古島義英君紹介）（第一三三号）
一七　測量現業員に測量士の資格付與の請願（塚原俊郎君紹介）（第一三五号）
一八　兵庫県下の河川改修工事施行の請願（吉田吉太郎君紹介）（第一四〇号）
一九　久慈川上流にダム築設の請願（関谷光衛君紹介）（第一四一号）
二〇　五條、新宮間県道を国道に編入の請願（前田正男君外二名紹介）（第一四七号）
二一　細島港、椎葉間県道を国道に編入の請願（川野芳滿君外四名紹介）（第一六〇号）
二二　天龍川改修工事費国庫補助増額の請願（中村幸八君外三名紹介）（第一七八号）
二三　中村大字大沼地内の鬼怒川に架橋の請願（小平久雄君外五名紹介）（第一七九号）
二四　藤内川改修の請願（亘四郎君紹介）（第一八〇号）
二五　愛知川綜合開発事業促進の請願（河原伊三郎君紹介）（第一八二号）
二六　高原川水系の砂防工事費増額の請願（岡村利右衛君紹介）（第一八三号）
二七　江東区の災害復旧費国庫補助の請願（島村一郎君外一名紹介）（第一九三号）
二八　庶路川及び茶路川改修工事費国庫負担の請願（伊藤郷一君紹介）（第一九六号）
二九　北海道の道路費国費予算増額の請願（小川原政信君紹介）（第一九七号）
三〇　災害復旧費増額の請願（降旗徳彌君紹介）（第二〇四号）
三一　札幌市の市街地復興に関する請願外一件（小川原政信君外一名紹介）（第二一五号）
三二　小屋畑川改修工事費国庫補助の請願（山本猛夫君紹介）（第二二三号）
三三　見前村地内の北上川築堤工事促進の請願（山本猛夫君紹介）（第二二四号）
三四　大澤田川砂防工事施行の請願（山本猛夫君紹介）（第二二五号）
三五　大湯川改修の請願（石田博英君紹介）（第二二六号）
三六　洗合川改修の請願（原田雪松君外三名紹介）（第二二八号）
三七　北上川改修工事費増額の請願（山本猛夫君紹介）（第二三二号）
三八　因尾村災害復旧費国庫補助の請願（村上勇君紹介）（第二四八号）
三九　山川町の上水路改良拡張工事費国庫補助並びに起債に関する請願（上林山榮吉君紹介）（第二四九号）
四〇　浜田から加計を経て広島に至る間の県道を国道に編入の請願外二件（大橋武君外四名紹介）（第二七九号）
四一　日本建設公社創設等に関する請願（星島二郎君外一名紹介）（第二八二号）
四二　荒尾市の職災復興事業費国庫補助の請願（松野頼三君紹介）（第二八五号）
四三　荒砥川上流に護岸工事施行の請願（松井豊吉君紹介）（第三〇一号）
四四　房総半島西部幹線道路改修工事促進並びに国道編入に関する請願（小高熹郎君紹介）（第三〇四号）
四五　大里兒玉両郡下利根川改修の請願（高間松吉君外二名紹介）（第三二二号）
四六　進駐軍関係従業員の待遇改善に関する請願（春日正一君外一名紹介）（第三二三号）
四七　同（加藤充君外二名紹介）（第三二四号）
四八　金山峠の道路改修に関する請

願(玉置信一君紹介)(第三三二号)
四九　下関市道及び県道下関、萩線を国道に編入の請願(周東英雄君外二名紹介)(第三三五号)
五〇　利根川の治水に関する請願(島村一郎君外九名紹介)(第三三六号)
五一　夏川左岸堤防補強工事施行の請願(浅利三朗君外二名紹介)(第三三七号)
五二　前沢町地内の北上川護岸工事施行の請願(浅利三朗君外二名紹介)(第三三八号)
五三　宮崎県下災害復旧費国庫補助の請願(川野芳満君外五名紹介)(第三四〇号)
五四　山野上、県主両村間町村道を県道に編入の請願(刈田アサノ君外一名紹介)(第三四七号)
五五　国道十号線中吹浦地区改修の請願(池田正之輔君紹介)(第四一五号)
五六　大淀川上流諸支川改修促進の請願(瀬戸山三男君紹介)(第四二一号)
五七　小平、幌加内両村間道路開設の請願(玉置信一君紹介)(第四四二号)
五八　天塩町の産業道路改修に関する請願(玉置信一君紹介)(第四四三号)
五九　天塩川河口改修の請願(玉置信一君紹介)(第四四四号)
六〇　天塩、幌延間の天塩川に架橋の請願(玉置信一君紹介)(第四四六号)
六一　天塩川水系各河川の治水に関する請願(玉置信一君外一名紹介)(第四四八号)
六二　吉井川上流に護岸工事施行の請願(大村清一君紹介)(第四五六号)
六三　豊国村地内の梶並川堤防修築の請願(大村清一君紹介)(第四五七号)
六四　三陸国道開設の請願(山本猛夫君紹介)(第四五九号)
六五　滑川改修の請願(圓谷光衛君外一名紹介)(第四九四号)
六六　サロベツ原野開発に関する請願(伊藤郷一君紹介)(第四九八号)
六七　矢作川改修工事促進の請願(千賀康治君外二名紹介)(第五〇一号)
六八　浜田から加計を経て廣島に至る間の県道を国道に編入の請願(山本久雄君紹介)(第五〇三号)
六九　進駐軍関係従業員の待遇改善に関する請願(川上貫一君外一名紹介)(第五一八号)
七〇　同(春日正一君外一名紹介)(第五一九号)
七一　同外二件(土橋一吉君外一名紹介)(第五二〇号)
七二　利根川及び荒川の治水に関する請願(青木正君紹介)(第五四三号)
七三　小国吉舎、大見吉田両線道路改修の請願(船越弘君紹介)(第五四四号)
七四　名古屋から上野、月瀬及び奈良を経て大阪に至る産業道路開設の請願(前田正男君外二名紹介)(第五四五号)
七五　伊の浦瀬戸に架橋の請願(岡西明貞君紹介)(第五五九号)
七六　那珂川水害対策に関する請願(山崎猛君紹介)(第五六〇号)
七七　箒川災害対策に関する請願(高塩三郎君外四名紹介)(第五六一号)
七八　県道島地鹿野線改修工事促進の請願(青柳一郎君紹介)(第五六三号)
七九　東富士演習場使用に伴う損害補償に関する請願(勝間田清一君紹介)(第五七〇号)
八〇　県道都井岬、福島線改修工事費国庫補助の請願(瀬戸山三男君紹介)(第五八二号)
八一　準地方費道江差、岩内線改良に関する請願(小川原政信君紹介)(第五八七号)
八二　黒崎川本流に砂防工事施行の請願(小笠原八十美君紹介)(第五九〇号)
八三　笹内川に砂防工事施行の請願(小笠原八十美君紹介)(第五九一号)
八四　接收家屋に関する請願(岡野清豪君紹介)(第五九三号)
八五　南海地震による地盤沈下地帯の上水道敷設並びに下水道改修費国庫補助の請願(川上端佳夫君紹介)(第五九四号)
八六　同(高橋英吉君外七名紹介)(第五九五号)
八七　南海地方の地盤変動による被害状況調査に関する請願(高橋英吉君外七名紹介)(第五九六号)
八八　九州地方海岸堤防の管理及び修築に関する請願(坂田道太君外一名紹介)(第五九八号)
八九　津山市内の吉井川に護岸工事施行の請願(大村清一君紹介)(第六〇四号)
九〇　宮川の治水に関する請願(大村清一君紹介)(第六〇五号)
九一　島山県下の各河川に砂防工事施行の外請願二十件(橋本龍伍君外二名紹介)(第六〇六号)
九二　岡山県下の各河川に砂防工事施行の請願外十七件(大村清一君紹介)(第六三三号)
九三　五ケ瀬川を国直轄河川に編入並びに改修工事促進の請願(佐藤重遠君紹介)(第六三四号)
九四　延岡、富島間国道改修工事促進の請願(佐藤重遠君紹介)(第六三八号)
九五　高千穂峡に鉄橋架設の請願(佐藤重遠君外六名紹介)(第六三九号)
九六　天龍川上流改修工事費増額の請願(吉川久衛君外三名紹介)(第六四一号)
九七　国道十号線中吹浦地区改修の請願(志田義信君紹介)(第七〇三号)
九八　明石市都市計画に関する請願(有田喜一君紹介)(第七一四号)
九九　碁点橋下流最上川の川幅拡張並びに大石田、横山地帯築堤工事施行の請願(志田義信君紹介)(第七一六号)
一〇〇　土合トンネル改修の請願(志田義信君紹介)(第七二五号)
一〇一　多胡橋架替の請願(小峯柳多君紹介)(第七七一号)
一〇二　道路法の改正並びに東北地方東海岸に国道開設の請願(山本猛夫君紹介)(第七七五号)
一〇三　北上川上流こう水調整池工事促進の請願(山本猛夫君紹介)(第七七六号)
一〇四　首都建設法制定に関する請願(小坂善太郎君紹介)(第七七八号)
一〇五　淀川に護岸工事施行の請願(川上貫一君外一名紹介)(第七八九号)
一〇六　菅野村の災害復旧対策に関する請願(井之口政雄君紹介)(第七九一号)
一〇七　遠別川に砂防工事施行の請願(山本猛夫君紹介)(第八〇四号)
一〇八　肉川改修費国庫補助の請願(庄司一郎君紹介)(第八〇六号)
一〇九　明治村、津久見町間に道路開設の請願(村上勇君紹介)(第八一六号)
一一〇　戦災都市復興対策に関する請願(上林山榮吉君外九名紹介)(第八二〇号)
一一一　白口川に砂防工事施行の請願(有田喜一君紹介)(第八三一号)
一一二　中谷川上流に砂防工事施行の請願(有田喜一君紹介)(第八三二号)
一一三　小枕川改修の請願(有田喜一君紹介)(第八三三号)
一一四　小枕川砂防工事継続施行の請願(有田喜一君紹介)(第八三四号)
一一五　戦災都市区画整理による減歩土地の精算方法に関する請願(江崎眞澄君紹介)(第八三七号)
一一六　愛知川改修の請願(河原伊三郎君紹介)(第八五四号)
一一七　生駒山地すべり防止対策に関する請願(井上信貴男君紹介)(第八七三号)
一一八　住宅金融に関する請願(足立篤郎君紹介)(第八七六号)
一一九　同外一件(受田新吉君紹介)(第九二六号)
一二〇　同(足立篤郎君紹介)(第九

二七号）
一二一　同外一件（門司亮君紹介）（第九二八号）
一二二　国道二号線中舟坂峠改修促進の請願（逢澤寛君紹介）（第八八二号）
一二三　豊後中村駅、瀬の本間道路改修並びに一部路線変更の請願（村上勇君紹介）（第八八七号）
一二四　三原、奥両市間県道を国道に編入の請願（宮原幸三郎君外一名紹介）（第九〇六号）
一二五　高浜町地内海岸に護岸工事施行の請願（田中角榮君紹介）（第九〇八号）
一二六　失業対策として建築事業振興の請願（河野謙三君紹介）（第九三〇号）
一二七　建物の復興促進に関する請願（河野謙三君紹介）（第九三一号）
一二八　増田、水沢間県道中一部改修の請願（飯塚定輔君紹介）（第九三八号）
一二九　十勝川治水工事促進の請願（高倉定助君紹介）（第九六四号）
一三〇　豊頃、茂岩間の十勝川木橋架替に関する請願（高倉定助君紹介）（第九六五号）
一三一　国道十九号線中岡山、金川間幅員拡張及び舗装の請願（逢澤寛君紹介）（第九六九号）
一三二　道路法の改正並びに東北地方東海岸に国道開設の請願（高橋清治郎君外五名紹介）（第九七二号）
一三三　住宅金融に関する請願（足立篤郎君紹介）（第九八九号）
一三四　同外一件（受田新吉君紹介）（第九九〇号）
一三五　同（高橋英吉君紹介）（第一〇一八号）
一三六　同（米窪滿亮君紹介）（第一〇一九号）
一三七　同（廣川弘禪君紹介）（第一〇二〇号）
一三八　同（佐藤榮作君紹介）（第一〇二一号）
一三九　同（松永仏骨君紹介）（第一〇二二号）
一四〇　同（井上良二君紹介）（第一〇五五号）
一四一　同（中曾根康弘君紹介）（第一〇五六号）
一四二　同（越智茂君紹介）（第一〇八六号）
一四三　同（北川定務君紹介）（第一〇八七号）
一四四　同（足立篤郎君紹介）（第一〇八八号）
一四五　同（松永仏骨君紹介）（第一〇八九号）
一四六　同（淺香忠雄君紹介）（第一〇九〇号）
一四七　同（松澤兼人君紹介）（第一〇九一号）
一四八　津、木津及び大阪間道路を国道に編入の請願（中野武雄君外二名紹介）（第九九二号）
一四九　東北地方の道路整備改善に関する請願（内海安吉君外五名紹介）（第九九九号）
一五〇　長岡市戦災復興事業費国庫補助増額の請願（丸山直友君紹介）（第一〇〇七号）
一五一　浜田から加計を経て広島に至る間の県道を国道に編入の請願（山本久雄君紹介）（第一〇四五号）
一五二　名取川改修工事継続施行の請願（内海安吉君外八名紹介）（第一〇七四号）
一五三　七北田川改修工事促進の請願（内海安吉君外八名紹介）（第一〇七五号）
一五四　南海地震による地盤沈下地帯の上水道敷設並びに下水道改修費国庫補助の請願外三件（高橋英吉君外七名紹介）（第一〇七八号）
一五五　県道萩町笹津停車場線改修の請願（岡村利右衛門君紹介）（第一一三一号）
一五六　サロベツ原野開発に関する請願（玉置信一君紹介）（第一一三七号）
一五七　住宅金融に関する請願外三件（佐藤榮作君紹介）（第一二五一号）
一五八　同外一件（村瀬宣親君紹介）（第一一八二号）
一五九　同（青柳一郎君紹介）（第一一八三号）
一六〇　同（中村純一君紹介）（第一一八四号）
一六一　同（受田新吉君紹介）（第一一八五号）
一六二　同外一件（岡田春夫君紹介）（第一一八六号）
一六三　同（佐藤榮作君紹介）（第一二一〇号）
一六四　同外一件（岡田五郎君紹介）（第一二二一号）
一六五　同（井上良二君紹介）（第一二三三号）
一六六　同（三木武夫君紹介）（第一二三四号）
一六七　瀬田村に上水道敷設の請願（藤田義光君紹介）（第一一六〇号）
一六八　作並温泉所在の接收元旅館を広瀬村に拂下げの請願（庄司一郎君紹介）（第一一六八号）
一六九　白石、米沢間県道を国道に編入の請願（庄司一郎君六名紹介）（第一一七三号）
一七〇　今市地方の震災復興対策に関する請願（松井政吉君紹介）（第一一八八号）
一七一　同（船田享二君紹介）（第一一八九号）
一七二　大浦、富岡間道路及び合津、牛深間県道を国道に編入の請願（原田雪松君紹介）（第一一九四号）
一七三　田町地内の安倍川堤防改修工事促進に関する請願（西村直巳君紹介）（第一一九五号）
一七四　岩手県下の中小河川改修工事費国庫補助の請願（山本猛夫君紹介）（第一二一八号）
一七五　野登、山内両村間道路改修の請願（水谷昇君外一名紹介）（第一二一九号）
一七六　兒島湾淡水湖化に伴う障害除去に関する請願（逢澤寛君外一名紹介）（第一二二〇号）
一七七　南海地震による地盤沈下地帯の上水道敷設並びに下水道改修費国庫補助の請願外三件（高橋英吉君外七名紹介）（第一二二五号）
一七八　米代川上流の砂防工事施行に関する請願（石田博英君外一名紹介）（第一二四二号）
一七九　保倉川上流流域に治山治水事業施行の請願（塚田十一郎君紹介）（第一二四四号）
一八〇　姫路市における特別都市計画事業に関する請願（大上司君紹介）（第一二四六号）
一八一　愛知県下の開墾事業に伴う建設工事促進に関する請願（河野金昇君紹介）（第一二五四号）
一八二　広戸川上流牧本村地内に貯水池築設の請願（圓谷光衛君紹介）（第一二五九号）
一八三　住宅金融に関する請願（木下榮君紹介）（第一二六四号）
一八四　同（門司亮君紹介）（第一二八八号）
一八五　同（前田種男君紹介）（第一三八一号）
一八六　東郷湖尻の害復防止対策実施に関する請願（門脇勝太郎君紹介）（第一二七二号）
一八七　新潟県下の地すべり防止対策実施に関する請願（塚田十一郎君紹介）（第一二七三号）
一八八　戦災復興事業予算並びに同起債額増加に関する請願（押谷富三君外五名紹介）（第一二七九号）
一八九　江別、石狩厚田間の豊平川に架橋の請願（宇野秀次郎君外七名紹介）（第一二八〇号）
一九〇　松崎村地内猿ヶ石川築堤工事延長施行の請願（山本猛夫君紹介）（第一二八三号）
一九一　豊間根村地内津軽石川に災害防除工事施行の請願（山本猛夫君紹介）（第一二八四号）
一九二　岩手県下各河川の災害防除工事費国庫補助の請願（山本猛夫君紹介）（第一二八五号）
一九三　戦災都市復興対策に関する請願（坪川信三君紹介）（第一二八六号）
一九四　今市地方の震災復興対策に関する請願（池田峯雄君外二名紹介）（第一二九四号）
一九五　兒島湾淡水湖化に伴う障害

除去に関する請願（若林義孝君紹介）（第一二九七号）
一九六　県道鹿野倉吉線中一部拡張並びに改修工事施行の請願（門脇勝太郎君紹介）（第一二九九号）
一九七　倉吉、津山間県道を国道に編入の請願（門脇勝太郎君紹介）（第一三〇〇号）
一九八　天井川及び宇田川改修の請願（門脇勝太郎君紹介）（第一三〇一号）
一九九　天神川改修工事促進並びに天神橋架替の請願（門脇勝太郎君紹介）（第一三〇二号）
二〇〇　逢曾部川上流に砂防工事施行の請願（野原正勝君紹介）（第一三〇四号）
二〇一　上郷村足ヶ瀬にえん堤工事施行の請願（野原正勝君紹介）（第一三〇五号）
二〇二　上郷村の災害復旧工事促進の請願（野原正勝君紹介）（第一三〇六号）
二〇三　名古屋、新潟間国道長野県通過に関する請願（吉川久衛君外二名紹介）（第一三二五号）
二〇四　岩手県下各河川に砂防工事施行の請願（山本猛夫君紹介）（第一三三〇号）
二〇五　建築士法案に関する請願（野村専太郎君紹介）（第一三五六号）
二〇六　県道下品野駄知線改修工事費国庫補助の請願（川本末治君紹介）（第一三五七号）
二〇七　雨龍、江部乙両村間の石狩川に架橋の請願（篠田弘作君紹介）（第一三六四号）
二〇八　青笹村地内河内川及び中沢川に砂防工事施行の請願（山本猛夫君紹介）（第一三七〇号）
二〇九　広瀬川水系各河川を中小河川に編入並びに改修工事施行の請願（二階堂進君外一名紹介）（第一三九七号）
二一〇　城之下川外三河川に砂防工事施行の請願（二階堂進君外一名紹介）（第一三九八号）
二一一　災害復旧等の国庫補助金急速交付に関する請願（二階堂進君外一名紹介）（第一三九九号）
二一二　住宅金融に関する請願外一件（今澄勇君紹介）（第一四一〇号）
二一三　同（小西英雄君紹介）（第一四三三号）
二一四　同（堀川恭平君紹介）（第一五二六号）
二一五　同（佐藤榮作君紹介）（第一五二七号）
二一六　戦災復興事業予算並びに同起債額増加に関する請願（高木章君紹介）（第一四一四号）
二一七　新湊、本江間海岸に護岸施行工事の請願（橋直治君外二名紹介）（第一四三〇号）
二一八　東北振興決議の即時実現に関する請願（図司安正君紹介）（第一四三五号）
二一九　西彼杵郡総合開発事業促進に関する請願（岡西明貞君紹介）（第一四四八号）
二二〇　時津、諫早間県道開設促進の請願（岡西明貞君紹介）（第一四四九号）
二二一　伊の浦瀬戸に架橋の請願（岡西明貞君紹介）（第一四五〇号）
二二二　西彼杵郡下災害復旧費国庫補助の請願（岡西明貞君紹介）（第一四五一号）
二二三　新湊、本江間海岸に護岸工事施行の請願（上林興市郎君紹介）（第一四五六号）
二二四　德山市内国道二号線改修工事施行の請願（佐藤榮作君紹介）（第一四六五号）
二二五　失業対策事業として泊町公園グランド拡張整備の請願（内藤隆君紹介）（第一四六九号）
二二六　都市計画既定路線変更の請願（高木章君外一名紹介）（第一四七一号）
二二七　瀬田村に上水道敷設の請願（松野頼三君紹介）（第一四七三号）
二二八　最上川の工事事務所における防寒作業用被服類の割当増加並びに無償貸与に関する請願（上林興市郎君紹介）（第一四七九号）
二二九　十勝川上流地域治水工事施行の請願（高倉定助君紹介）（第一四八八号）
二三〇　篠津原野開発に関する請願（玉置信一君外三名紹介）（第一四九一号）
二三一　新篠津、北両村地先石狩川に架橋の請願（篠田弘作君紹介）（第一四九二号）
二三二　柚崎、大高根間に開拓道路開設の請願（図司正安君紹介）（第一四九号）
二三三　住宅金融公庫の運営並びに地方住宅対策審議会設置に関する請願（有田二郎君紹介）（第一四九六号）
二三四　大阪府に対し住宅金融公庫より二十億円融資の請願（有田二郎君紹介）（第一四九七号）
二三五　住宅金融公庫法案の一部修正に関する請願（有田二郎君紹介）（第一四九八号）
二三六　建築代理士の登録資格に関する請願（小川半次君外一名紹介）（第一五〇六号）
二三七　長久手村地内香流川上流にえん堤築設の請願（川本末治君紹介）（第一五一一号）
二三八　仙台、古川間国道四号線一部改修並びに舗装工事施行の請願（本間俊一君紹介）（第一五一七号）
二三九　日ヶ奥川に砂防工事施行の請願（佐々木盛雄君紹介）（第一五五四号）
二四〇　住宅金融に関する請願（大上司君紹介）（第一五七二号）
二四一　同（河本敏夫君紹介）（第一五七三号）
二四二　同（木下榮君紹介）（第一五七四号）
二四三　同（青柳一郎君紹介）（第一五七五号）
二四四　同（庄司一郎君紹介）（第一五七六号）
二四五　同（角田幸吉君紹介）（第一五七七号）
二四六　同（佐々木盛雄君紹介）（第一五七八号）
二四七　同（佐藤榮作君紹介）（第一五七九号）
二四八　同（大石武一君紹介）（第一五八〇号）
二四九　同（内安吉君紹介）（第一五八一号）
二五〇　同（有田喜一君紹介）（第一六四六号）
二五一　建築代理士の登録資格に関する請願（野村専太郎君紹介）（第一五九五号）
二五二　生活協同組合住宅建設資金融資に関する請願（上林興市郎君外二名紹介）（第一六〇一号）
二五三　矢作川明治用水取入れ口、えん堤改築に関する請願（三宅則義君紹介）（第一六〇八号）
二五四　智頭町地内堤防復旧工事促進並びに千代川上流改修の請願（稲田直道君紹介）（第一六〇九号）
二五五　呉市の土地区画整理事業促進に関する請願（前田榮之助君外一名紹介）（第一六二八号）
二五六　荒川放水路護岸工事中一部変更の請願（天野公義君紹介）（第一六三九号）
二五七　仙台市内広瀬川に護岸工事施行の請願（庄司一郎君紹介）（第一六五〇号）
二五八　三重県下災害河川砂防工事費国庫補助の請願（水谷昇君外二名紹介）（第一六五六号）
二五九　矢作川明治用水取入れ口、えん堤改築に関する請願（千賀康治君紹介）（第一七一三号）
二六〇　住宅金融に関する請願（有田喜一君紹介）（第一七三八号）
二六一　同（村瀬宣親君紹介）（第一七三九号）
二六二　同（河本敏夫君紹介）（第一七四〇号）
二六三　同（吉武惠市君紹介）（第一七四一号）
二六四　同（佐藤榮作君紹介）（第一七四二号）
二六五　同（青柳一郎君紹介）（第一七四三号）
二六六　同（佐々木盛雄君紹介）（第一七四四号）
二六七　同（受田新吉君紹介）（第一

七七二号）
二六八　同（成田知巳君紹介）（第一八〇二号）
二六九　同（千葉三郎君紹介）（第一八三〇号）
二七〇　同（福田繁芳君紹介）（第一八三一号）
二七一　同（玉置実君紹介）（第一八三二号）
二七二　同（大石武一君紹介）（第一八三三号）
二七三　同（内海安吉君紹介）（第一八三四号）
二七四　同（島田末信君紹介）（第一八三五号）
二七五　同（大西禎夫君紹介）（第一八三六号）
二七六　生活協同組合住宅建設資金融資に関する請願（中川俊思君紹介）（第一七五七号）
二七七　同外六件（上林與市郎君外二名紹介）（第一七五八号）
二七八　安曇川上流に砂防工事施行の請願（河原伊三郎君紹介）（第一七六〇号）
二七九　伊豆半島循環観光道路開設促進に関する請願（畠山鶴吉君紹介）（第一七六二号）
二八〇　小田原から熱海、伊東、稲取、下田、松崎、土肥及び修善寺を経て三島に至る県道を国道に編入の請願（畠山鶴吉君紹介）（第一七八三号）
二八一　熱海、箱根及び三島間道路の舗装に関する請願（畠山鶴吉君紹介）（第一七八四号）
二八二　伊東、下田間県道幅員拡張及び舗補に関する請願（畠山鶴吉君紹介）（第一七八五号）
二八三　熱海国際観光温泉文化都市建設に関する請願（畠山鶴吉君紹介）（第一七八六号）
二八四　最上川の工事事務所における防塞作業用被服類の割当増加並びに無償貸與に関する請願（図司安正君外五名紹介）（第一八〇八号）
二八五　一俣村梨木にこう（閘）門築設促進に関する請願（内海安吉君紹介）（第一八一九号）
二八六　釜石市特別都市計画による火防線街路の幅員縮小に関する請願（淺利三朗君外一名紹介）（第一八六五号）
二八七　贈澤川改良工事継続施行の請願（志賀健次郎君紹介）（第一八六九号）
二八八　住宅金融に関する請願（村瀬宣親君紹介）（第一八七四号）
二八九　同（園田直君紹介）（第一八七五号）
二九〇　同（佐藤榮作君紹介）（第一九〇三号）
二九一　同（吉武惠市君紹介）（第一九〇四号）
二九二　同（青柳一郎君紹介）（第一九〇五号）
二九三　同（角田幸吉君紹介）（第一九〇六号）
二九四　同（安部俊吾君紹介）（第一九〇七号）
二九五　同（佐々木更三君紹介）（第一九〇八号）
二九六　同（原田雪松君紹介）（第一九〇九号）
二九七　同（福永一臣君紹介）（第一九一〇号）
二九八　同（坂田道太君紹介）（第一九一一号）
二九九　同（松野頼三君紹介）（第一九一二号）
三〇〇　同外一件（受田新吉君紹介）（第一九五二号）
三〇一　同外二件（受田新吉君紹介）（第二〇〇七号）
三〇二　小田原、熱海及び伊東間県道を国道に編入並びに舗補整備促進に関する請願（畠山鶴吉君紹介）（第一九三三号）
三〇三　伊東国際観光温泉文化都市建設に関する請願（畠山鶴吉君紹介）（第一九三四号）
三〇四　奈井江、浦臼両村間の石狩川に架橋促進の請願（小平忠君紹介）（第一九三九号）
三〇五　生活協同組合住宅建設資金融資に関する請願（上林與市郎君外二名紹介）（第一九四三号）
三〇六　鈴鹿川水系諸河川上流に砂防工事施行の請願（永谷昇君紹介）（第一九四五号）
三〇七　多西村管生地内鰹川砂防工事継続施行の請願（並木芳雄君紹介）（第一九七三号）
三〇八　住宅金融公庫法案に関する請願（有田二郎君紹介）（第二〇二一号）
三〇九　愛知県下の砂防工事助成に関する請願外一件（千賀康治君紹介）（第二〇二六号）
三一〇　住宅金融に関する請願（受田新吉君紹介）（第二〇四七号）
三一一　同（原健三郎君紹介）（第二一〇一号）
三一二　同（川西清君紹介）（第二一〇二号）
三一三　岐阜から八幡を経て福井に至る県道を国道に編入並びに改修の請願（平野三郎君紹介）（第二〇六五号）
三一四　大雪山国立公園東旭川登山口観光自動車道路開設に関する請願（佐々木秀世君紹介）（第二〇八四号）
三一五　赤川下流改修工事促進の請願（大橋武夫君紹介）（第二〇八九号）
三一六　浦野川にため池築設の請願（降旗徳弥君外一名紹介）（第二一一三号）
三一七　測量法の一部改正に関する請願（池田峯雄君外二名紹介）（第二一三一号）
三一八　上磯町、茂別村間及び茂別村地区内に海岸道路開設の請願（川村善八郎君紹介）（第二一三三号）
三一九　河内川下流改修の請願（稲田直道君紹介）（第二一三八号）
三二〇　建築士法案の一部修正に関する請願（三池信君紹介）（第二一六二号）
三二一　老朽不良住宅修理に関する請願（砂間一良君紹介）（第二一六九号）
三二二　小林町、須木村間県道中軍谷峠にトンネル開設の請願（小山長規君外五名紹介）（第二一七五号）
三二三　国道東海道改良に関する請願（江崎眞澄君紹介）（第二一八九号）
三二四　木曾川改修事業促進に関する請願（江崎眞澄君紹介）（第二一九〇号）
三二五　新荒川右岸堤防補強工事促進に関する請願（天野公義君紹介）（第二一九一号）
三二六　江東区内改良下水道本管敷設工事促進に関する請願（天野公義君紹介）（第二一九二号）
三二七　利根川の治山治水対策確立に関する請願（小平久雄君外九名紹介）（第二一九四号）
三二八　住宅金融に関する請願（小川原政信君紹介）（第二二〇四号）
三二九　同（足立篤郎君紹介）（第二二七七号）
三三〇　同（有田喜一君紹介）（第二二八八号）
三三一　同（佐々木盛雄君紹介）（第二二三九号）
三三二　同（苫米地英俊君紹介）（第二二四〇号）
三三三　河辺村地内加茂川並びに吉井川左岸改修工事促進の請願（大村清一君紹介）（第二二一六号）
三三四　県道大茅長浜線改修工事促進に関する請願（高橋英吉君紹介）（第二二一八号）
三三五　住宅金融公庫法案に関する請願（吉武惠市君紹介）（第二二二〇号）
三三六　安芸郡下の水害復旧に関する請願（長野長廣君紹介）（第二二三二号）
三三七　仁淀川下流に堤防築設の請願（長野長廣君紹介）（第二二三四号）
三三八　柳瀬川治水工事促進の請願（長野長廣君紹介）（第二二六二号）
三三九　仁淀川中流及び柳瀬川を直轄河川に編入の請願（長野長廣君紹介）（第二二六三号）
三四〇　佐川町から樫原村を経て宇

和島に至る県道開設の請願（長野長廣君紹介）（第二二六四号）
三四一　松葉川、濃原両村間県道改修の請願（長野長廣君紹介）（第二二六五号）
三四二　木曾川改修事業促進に関する請願（木村公平君外五名紹介）（第二二七〇号）
三四三　山口県営木屋川利水事業に関する請願（田中堯平君外一名紹介）（第二二七六号）
三四四　狩野川放水路開さく計画反対に関する請願（遠藤三郎君外一名紹介）（第二三〇〇号）
三四五　市之瀬川に砂防工事施行の請願（八木一郎君紹介）（第二三〇六号）
三四六　藤枝町附近新国道予定線変更に関する請願（西村直巳君紹介）（第二三六〇号）
三四七　住宅金融公庫法案に関する請願外一件（篠田弘作君紹介）（第二三六一号）
三四八　同（荒木萬壽夫君紹介）（第二四〇六号）
三四九　同（辻寛一君紹介）（第二四〇七号）
三五〇　住宅金融に関する請願（受田新吉君紹介）（第二三六五号）
三五一　同（木村公平君紹介）（第二三六六号）
三五二　同（田中啓一君紹介）（第二三六七号）
三五三　同（大野伴睦君紹介）（第二三六八号）
三五四　同（平野三郎君紹介）（第二三六九号）
三五五　同（坂田道太君紹介）（第二三七〇号）
三五六　同（坂口主税君紹介）（第二四一一号）
三五七　同（吉田安君紹介）（第二四一二号）
三五八　同（園田直君紹介）（第二四一三号）
三五九　同（佐々木盛雄君紹介）（第二四四七号）
三六〇　野波、松江間県道改良に関する請願（大橋武夫君紹介）（第二四〇一号）
三六一　掛川町地区国道改修工事促進の請願（西村直巳君紹介）（第二四〇二号）
三六二　日光川河口に逆潮止ひ門築設の請願（江崎眞澄君紹介）（第二四五六号）
三六三　建設省の砂防工事に従事する公務員の宿舎建設に関する請願（内海安吉君紹介）（第二四六三号）
三六四　国営土木工事予算の適季交付並びに請負金の前拂制度確立に関する請願（小川原政信君紹介）（第二四九四号）
三六五　栃木県震災復旧促進に関する請願（田中啓一君外三名紹介）（第二五〇八号）
三六六　深谷町貫通新国道建設反対に関する請願（高田富之君紹介）（第二五一五号）
三六七　住宅金融に関する請願（青柳一郎君紹介）（第二五三一号）
三六八　川口川砂防工事促進の請願（福田篤泰君紹介）（第二五五五号）
三六九　大淵、福島両橋を永久橋に架替促進の請願（瀬戸山三男君外五名紹介）（第二五七九号）
三七〇　高岡、七尾両市間県道を国道に編入の請願（橋直治君外二名紹介）（第二五八七号）
三七一　今市地方の震災復興対策に関する請願（井之口政雄君外一名紹介）（第二五九五号）
三七二　杉田川改修の請願（大内一郎君紹介）（第二五九七号）
三七三　矢部川松瀬貯水池築設計画反対に関する請願（高橋権六君紹介）（第二五九九号）
三七四　藤枝町附近新国道予定線変更に関する請願（西村直巳君紹介）（第二六〇一号）
三七五　米沢から大峠、青麥方、若松、田島、山王峠、今市及び日光を経て宇都宮に至る間の県道を国道に編入の請願（大和田義榮君外五名紹介）（第二六〇五号）
三七六　豊富、浅茅野間産業道路改良工事継続施行の請願（玉置信一君外一名紹介）（第二六〇六号）
三七七　住宅金融に関する請願（佐々木盛雄君紹介）（第二六三八号）
三七八　同（受田新吉君紹介）（第二七〇七号）
三七九　焼山噴火に伴う早川上流砂防工事促進の請願（田中角榮君紹介）（第二六四二号）
三八〇　狩野川改修工事に伴い天野せき補強に関する請願（遠藤三郎君紹介）（第二六六六号）
三八一　小貝川下流切替工事促進に関する請願（橋本登美三郎君外一名紹介）（第二六八六号）
三八二　帯広市周辺の観光道路開設及び整備に関する請願（高倉定助君紹介）（第二六八七号）
三八三　山国川改修工事に伴う農地被収用者に対する生活補償に関する請願（大石ヨシエ君紹介）（第二六八八号）
三八四　目木川及び余川改修の請願（大村清一君紹介）（第二七五四号）
三八五　栃木県震災復旧促進に関する請願（森山欽司君外四名紹介）（第二七六八号）
三八六　西豊永村地内国道第二十三号線改良に関する請願（長野長廣君紹介）（第二七六九号）
三八七　岡豊、一宮間国道第二十三号線改良に関する請願（長野長廣君紹介）（第二七七〇号）
三八八　大杉駅、川之江町間県道開設の請願（長野長廣君紹介）（第二七七一号）
三八九　仁淀川野老山地内にダム築設の請願（長野長廣君紹介）（第二七七二号）
三九〇　豊永、大栃間道路開設の請願（長野長廣君紹介）（第二七七三号）
三九一　住宅金融公庫法案の一部修正に関する請願（門司亮君紹介）（第二七八五号）
三九二　幾春別川利水事業促進に関する請願（篠田弘作君紹介）（第二八四二号）
三九三　大杉駅、川之江町間県道開設の請願（越智茂君外一名紹介）（第二八四三号）
三九四　木曾川総合開発による犬山ダム建設計画反対に関する請願（江崎眞澄君紹介）（第二八五三号）
三九五　生活協同組合住宅建設資金融資に関する請願（江崎眞澄君紹介）（第二八五四号）
三九六　猿ヶ石川田瀬えん堤工事に伴う現住民の保護に関する請願（浅利三朗君外七名紹介）（第二八五七号）
三九七　阿佐ヶ谷駅南連絡道路工事促進に関する請願（花村四郎君紹介）（第二八八七号）

陳情書

一　琵琶湖総合開発事業に関する陳情書（大阪府知事赤間文三）（第三号）
二　淀川、大和川改修工事促進の陳情書（大阪府知事赤間文三）（第六号）
三　西大阪における地盤沈下対策事業費国庫補助の陳情書（大阪府知事赤間文三）（第二九号）
四　内場池工事施行の陳情書（高松市香川県議会議長大久保雅彦）（第三五号）
五　城東村地内の砂防工事施行に関する陳情書（愛知県丹羽郡城東村長小島告市外二十二名）（第六〇号）
六　災害復旧費及び土地改良費の補助に関する陳情書（東京都港区芝西久保巴町三十五番地全国町村会長伊藤職）（第六八号）
七　県道浜田加計線を国道に編入の陳情書（浜田市長岡本俊人外五名）（第八一号）
八　長柄池築造変更に関する陳情書（香川県綾歌郡松所村長碣石芳香外一名）（第八五号）
九　引揚者用住宅建設のため住宅公社設立の陳情書（大分県更生連盟会長首藤定）（第一〇〇号）
一〇　渡良瀬川水害緊急対策に関する陳情書（桐生市長前原一治外一名）（第一〇一号）
一一　名古屋市を道路網整備緊急計

画に加入の陳情書(名古屋市中区大池町四丁目名古屋商工会議所会頭三輪常次郎)(第一〇七号)

一二　災害復旧促進に関する陳情書(岐阜県知事武藤嘉門)(第一二九号)

一三　戦災都市復興事業促進に関する陳情書(室蘭市議会議長宇賀金男)(第一五一号)

一四　市街地建築物法一部改正の陳情書(室蘭市議会議長宇賀金男)(第一五三号)

一五　庶民住宅基本坪数の増加に関する陳情書(室蘭市議会議長宇賀金男)(第一五四号)

一六　雪害地方における公共事業費増額の陳情書(室蘭市議会議長宇賀金男)(第一五五号)

一七　住宅建設事業費に対する国庫補助増額等の陳情書(廣島県知事補瀬常猪外五名)(第一七三号)

一八　市街地建築物法に基く事務費に対する国庫補助制度創設の陳情書(廣島県知事補瀬常猪外五名)(第一七六号)

一九　接収ホテルの請負制存続等に関する陳情書(東京商工会議所会頭高橋龍太郎)(第一八七号)

二〇　市道路改修費全額国庫負担の陳情書(前橋市議会議長澤博)(第二〇四号)

二一　名取川改修工事促進に関する陳情書(仙台市宮城県議会議長桃澤敬之助)(第二一三号)

二二　周智トンネル開通促進の陳情書(静岡県周智郡町村会長山口浩平)(第二一九号)

二三　吉井川護岸工事施行の陳情書(岡山県苫田郡郷村大字下原井上卓美外五十二名)(第二三七号)

二四　吉野川沿岸の水害に対する援助の陳情書(徳島県知事阿部五郎)(第二三九号)

二五　関門海峡トンネル工事促進等の陳情書(小倉市長濱田良祐外九十一名)(第二四六号)

二六　揖斐川改修に関する陳情書(名古屋市東区上竪杉の町四丁目一番地立神弘洋外六名)(第二七七号)

二七　十津川、紀の川綜合開発事業促進に関する陳情書(奈良県大和高田市長名倉仙蔵外五十三名)(第二九四号)

二八　北上川改修工事促進の陳情書(宮城県米谷町長佐藤鶴治外一名)(第三〇二号)

二九　建設行政機構の再編成に関する陳情書(東京都建設局長石川榮耀)(第三〇五号)

三〇　戦災復興事業の促進に関する陳情書(東京都建設局長石川榮耀)(第三〇六号)

三一　道路改良補修予算増額の陳情書(東京都建設局長石川榮耀)(第三〇七号)

三二　災害復旧工事促進の陳情書(東京都建設局長石川榮耀)(第三〇九号)

三三　銀山平総合開発幹線道路開さく促進の陳情書(新潟市新潟県議会議長兒玉龍太郎)(第三一一号)

三四　小貝川の横断せき増設の陳情書(茨城県筑波郡福岡村鈴木明良外三千三百八十一名)(第三三二号)

三五　ジュディス台風災害復旧費増額に関する陳情書(福岡県粕屋郡中美町議会議長木村次八郎)(第三四三号)

三六　砂防工事費増額の陳情書(多治見市長金子義一外八名)(第三四四号)

三七　東京都中央卸売市場築地本場の接収箇所返還に関する陳情書(東京都議会議長石原永明)(第三四九号)

三八　盛岡、宮古間県道を国道に編入の陳情書(岩手県宮古市宮古商工会議所会頭澤田千代吉)(第三五六号)

三九　津、木津、大阪間道路を国道に編入の陳情書(京都市京都府議会議長岩本義德)(第三六八号)

四〇　山口県内日本海周辺道路を国道に編入の陳情書(山口県議会議長湊水為吉)(第三七三号)

四一　別府国際観光温泉文化都市建設法制定促進の陳情書(大分県議会議長安部雅也)(第三七六号)

四二　船岡旧軍需工場を産業工場として活用の陳情書(仙台市宮城県議会議長桃澤敬之助)(第三八三号)

四三　国道整備に関する陳情書(神奈川県知事内山岩太郎外一名)(第三九五号)

四四　地盤沈下被害地区の上水道施設並びに下水道改修に関する陳情書(愛媛県越智郡津倉村長柳原壽義)(第四三〇号)

四五　住宅金融に関する陳情書(大分市中央通り五百六十五番地大分県更生連盟会長首藤定)(第四四〇号)

四六　治山、治水事業に対し国庫補助増額の陳情書(岐阜県土岐郡笠原町長堀江元市外六名)(第四四七号)

四七　十勝川治水第二期工事促進に関する陳情書(北海道中川郡豊頃村長佐藤義助)(第四六二号)

四八　首都建設法制定に関する陳情書(東京都議会議長石原永明)(第四六三号)

四九　東京都、館山間並びに東京都、銚子間路線を国道に編入の陳情書(千葉市千葉県議会議長林英一郎)(第四六四号)

五〇　住宅金融に関する陳情書(愛媛県周桑郡吉岡村愛媛県海外引揚者更生会周桑郡吉岡村分会長渡部房太郎外三十一名)(第四八五号)

五一　東北地区に住宅金融公庫支所設置の陳情書(仙台市東三番丁百五番地宮城県土建協会東北建設業協会連合会長吉田英一)(第四八七号)

五二　戦災復興土地区画整理事業促進に関する陳情書(横浜市西区老松町一番地横浜市土地区画整理委員会連合会長堀内萬吉)(第五七二号)

五三　建築基準法案及び建築士法案修正の陳情書(東京都千代田区平河町二丁目六番地全国市長会長代理金刺不二太郎)(第五七九号)

五四　明治用水のえん堤を矢作川下流に改築の陳情書(愛知県幡豆郡西尾町明治用水普通水利組合会議長岡田庄太郎外百五十二名)(第五八一号)

五五　小友村地内藤倉川上流に砂防えん堤築設の陳情書(岩手県上閉伊郡小友村長木村琨造)(第五八三号)

五六　戦災復興事業費に対する国庫補助復活の陳情書(仙台市宮城県知事佐々木家壽治)(第六〇六号)

五七　住宅金融公庫の出先事務所を東北地方に設置の陳情書(仙台市宮城県知事佐々木家壽治)(第六一二号)

五八　石狩町、苫小牧市間の運河地帯開発等に関する陳情書(北海道千歳郡千歳町長山崎友吉外十九名)(第六四九号)

五九　国土開発法又は地方開発法制定促進に関する陳情書(福島県知事大竹作摩外四十九名)(第六五三号)

六〇　道路、河川、港湾の改修整備に関する陳情書(東京都港区芝西久保巴町三十五番地全国町村議会議長会長齊藤邦雄)(第六九四号)

六一　治山、治水並びに土地改良事業の徹底的実施に関する陳情書(東京都港区芝西久保巴町三十五番地全国町村議会議長会長齊藤邦雄)(第六九六号)

六二　災害復旧費全額国庫負担の陳情書(東京都千代田区丸の内三丁目一番地東京都議会議長石原永明外九名)(第七三七号)

六三　国土開発法又は地方開発法制定促進に関する陳情書外三件(愛知県議会議長大見為次外三名)(第七七八号)

六四　関門海峡トンネル工事促進等の陳情書(和歌山市長高恒善一外十名)(第八〇四号)

六五　愛知用水開発促進に関する陳情書(愛知県牛田市役所内愛知用水期成同盟会長森信蔵)(第八四六号)

六六　国土開発法又は地方開発法制

定促進に関する陳情書（東京都議会議長石原永明）（第八五四号）

○淺利委員長　これより会議を開きます。

この際国土開発法に関する小委員長及び道路法に関する小委員長より各小委員会の報告を聴取いたします。まず国土開発法に関する小委員長より御報告を願います。国土開発法に関する小委員長田中角栄君。

○田中（角）委員　国土開発法に関する小委員の大要を御報告申し上げます。

国土開発に関する基本法案制定の必要性の増大及びこれに拍車をかける地方団体あるいは民間の熱烈なる輿論にこたえ、かつわが委員会多年の研究結論を出さんといたしまして、去る三月十七日の国土開発法に関する小委員会を設置いたし、十五人の小委員をもつてその目的達成を期したのであります。ただいまより同小委員会の審議経過及びあわせて開発法に関する一般状況を御報告申し上げたいと存じます。

御承知のごとく昨年来より建設省においては地方計画法の作成を準備し、また内閣に設けられた総合国土開発審議会においては、国土開発法の制定に関する必要性を昨年十一月答申し、本年二月、三月にそれぞれ審議会案を作成いたし、その早急なる成立を要望しておつたのでありますが、国土開発の重要性と各省所管事務に密接なる関係を有するため、各省とも種々の意見を持ち、さらには安本案なるものまで出るに及び、ますますその成立は混乱を来すに至り、当委員会においても数度にわたり官房長官等を招致し、政府の意見もただし、また議員提出の準備をもいたしたのであります。しかしながら政府としても内閣におきまして各省案の調整にあたり、本月十四日閣議決定をなし、内閣の責任において諸般の手続をなしたような事情でありますので、本小委員会も重複を避けるために、小委員会設置以来この推移を静観して参つたのであります。しかしながら諸般の事情により、いまだその手続を終了しないありさまであり、かつ会期もあと数日を残すに至つたので、この際政府の諸般の手続に関する困難をも認め、もし手続が今国会中に了しない見通しの場合は、あらためて議員提出によつてでも各省間のセクショナリズムを排した、すつきりした案をつくりたいと存じますし、またその一案は準備もできておるようなありさまであります。

なおこの小委員会は法案制定に限定することなく、今後開発につき当委員会の任務を果すためにも、新たなる形において存続せられますとともに、休会中の視察等においても、この問題を重要課題といたし、取上げられんことを要望いたし、小委員長の報告にかえる次第であります。

なお委員長に本小委員会として要望いたしたいのでありますが、本日になりまして、政府提案を予定されましたところの国土開発法が衆議院に提出せられるようであります。申し上げるまでもなく、建設委員会では第五、第六、第七国会を通じて、国土開発法の制定に対しては相当努力をいたして参つたのでありますし、当然本法案の審議は建設委員会に付託をせらるべきものと存じておるのであります。しかるに現在経済安定本部その他の委員会よりもいろいろな要望があるようでありますが、便宜他の委員会に移すというがごときことのないように、この国土開発法に限りましては、当委員会に必ず付託をせられるよう委員長において関係者に申し込まれんことを望む次第であります。

以上をもつて私の報告並びに要望を終ります。

○淺利委員長　次に道路法に関する小委員長の報告を求めます。道路法に関する小委員長江崎真澄君。

○江崎（真）委員　去る三月十七日、本委員会において道路法改正に関する小委員会が設置せられ、不肖江崎が小委員長として御指名をいただいたのでありますが、ただいまより、この小委員会における審議の経過並びに結果について簡単に御報告申し上げます。本小委員会は都合により正式な小委員会を開くことなく、打合会の形式で審議いたして参つたのでありまして去る三月二十二日、第一回の打合会を開き、国道網の審議に重点を置くことをきめまして、ただちに資料の収集整備に着手いたしたのであります。さらに四月二十二日、二十五日、二十七日と都合前後四回にわたりまして、関係当局よりの意見も聴いたし、慎重なる審議をいたしたのであります。

本問題は、大正八年以来約三十年にわたつて施行されて参りました現行道路法改正の根本をなすものであり、かつ、わが国国土再建の上よりみましても、きわめて重要にして、しかも慎重を要するものでありまして、会期の切迫と諸般の情勢とにより、今国会においてはその完璧を期することは困難であり、さらに審議検討を要するものが多々あると考えられる段階に到達いたしましたので、一応現在までの小委員会としての意見を、以下数箇條に要約いたし御報告申し上げる次第であります。

すなわち第一に、現行道路法における軍事的中央集権的要素を撤廃し、産業経済的要素に重点を置いた国道網計画を樹立する。なお、この際現状のみならず、道路開設後における経済効果を考慮することはもちろんである。

二、理論的に忠実なあまり、国家財政等の実情を無視し、逆に国道網延長を縮小せしめるがごとき結論に陥らざるように注意する。

三、国及び地方の実情あるいは要望等も慎重に検討し、さらには将来における交通機能の進歩をも勘案し、むしろ国道網の整備拡張をはかる。すなわちこの際、現在国道網延長八千九百キロを維持するのみならず、でき得るならば一万キロ以上一万四千キロ程度の国道網計画とする。

四、前各項、特に第三項の目的を達成するために、休会中も継続審査を行い、国政調査によつて国道網計画の検討を行う。

以上の四点でありますが、本小委員会の意見につきましては、委員長においてよろしくお取扱いくださらんことを切望いたしますとともに、来国会におきましても、引続き本小委員会を設置せられ、すみやかに以上申し述べました諸点に合致する道路法改正を要望いたしまして、きわめて簡単ではございますが、道路法改正に関する小委員会の報告を終る次第であります。

○淺利委員長　ただいまの各小委員長の報告に対しまして御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○淺利委員長　お諮りいたします。各小委員長の報告を了承するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○淺利委員長　御異議なければさように決します。

ただいまの田中小委員長の申込みについては、委員長においてしかるべくとりはからうことにいたします。

なお国勢調査の件は、以上二件のみならず、ほかの問題とあわせてその手続をいたすつもりであります。

○淺利委員長　次に請願及び陳情書の審査を行います。

請願日程第一、阿武隈川下流改修工事施行の請願、庄司一郎君外二名紹介、文書表第二号、ないし日程三九七、阿佐ヶ谷駅南連絡道路工事促進に関する請願、花村四郎君紹介、文書表第二八八七号、及び陳情書日程第一、琵琶湖総合開発事業に関する陳情書、大阪府知事赤間文三君提出、文書表第三号、ないし日程第六六、国土開発法制定促進に関する陳情書、東京都議会議長石原永明君提出、文書表第八五四号を一括議題といたします。この際請願審査に関する小委員長の報告を求めます。請願審査に関する小委員長内藤隆君。

○内藤（隆）委員　ただいま議題と相なりました請願及び陳情書に関しまして、請願審査に関する小委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本小委員会に付託されました請願の総数は、三百九十七件でありまして、三月二十七日第一回の小委員会開会以

来六回にわたり、愼重に審査いたしたのでありますが、今日まで審査済みと相なりました請願の総数は三百七十件で、その内訳は、一、河川関係のもの百三十九件、二、道路関係のもの九十件、三、都市関係のもの二十件、四、住宅関係のもの百十二件、五、その他のもの九件と相なります。

第一の河川関係の請願につきましては、終戦前後を通じての改修工事の見送り、山林の濫伐等により、河川は全国的に荒廃いたしておりますところ、昨年度はヘイ、ジュデイス及びキテイ等の台風に数回見舞われ、多大の被害をこうむりましたので、その復旧工事については、ししとして努力がいたされましたが、一たび出水ともなりますれば、堤防の決壊、耕地の流失、人畜に対する悲惨事を現出しないとだれが保証し得るでしようか、これが対策としてすみやかに災害の復旧工事、砂防工事、または根本的治水対策の樹立等を要望いたすものであります。

第二の道路関係の請願につきましては、道路はこれを全国的に見ますれば、その荒廃はなはだしいものがありますから、すみやかに国道、県道等の改修をいたし、全国的道路組織の整備をはかりまして、重要物資の大量輸送を確保いたし、もつて国家経済の発展策を講ぜられたいという要望であります。

第三の都市及び第四の住宅関係の請願につきましては、都市建設及び住宅建築の事業は、終戦以来多少の改善を見たのでありますが、まだきわめて不満足の状態にあり、遅々として進捗せざるものがありますから、都市建設の促進及び金融公庫の創設による庶民住宅の大量建設等を要望いたすものが大部分でありまして、このほか首都建設法案、熱海国際観光温泉文化都市建設法案及び伊東国際観光温泉文化都市建設法案関係の請願が多少ございました。その他の請願につきましては、国土の総合開発、上下水道の敷設に関するもの等でございます。

去る二十五日の小委員会におきまして、内容の審査が一応終了いたした請願の取扱いについて愼重に検討した結果、本小委員会といたしましては、日程第一、第三、第四、第六ないし第一六、第一八ないし第三〇、第三二ないし第四〇、第四二ないし第四五、第四八ないし第六八、第七二ないし第九七、第九七ないし第一〇三、第一〇五ないし第二〇四、第二〇六ないし第二二五、第二二七ないし第二三二、第二三四、第二三七ないし第二五〇、第二五二ないし第二八二、第二八四ないし第三〇二、第三〇四ないし第三〇七、第三〇九ないし第三一六、第三一八、第三一九、第三二一ないし第三三四、第三三六ないし第三四三、第三四五、第三四六、第三五〇ないし第三六五、第三六七ないし第三七二、第三七四ないし第三九〇、第三九二、第三九三、第三九五及び第三九六の各請願は、いずれも適切妥当なものと認め、採択の上、内閣に送付すべきものと決し、日程第一〇四、第二〇五、第二三六、第二五一、第二八三、及び第三〇三の請願につきましては、首都建設法案、熱海国際観光温泉文化都市建設法案、伊東国際観光温泉文化都市建設法案及び建築士法案が衆参両院を通過いたしました今日において、すでにその目的を達せられたものと認めまして、会議の議決を要しないものと決しました。

次に陳情書につきましては、審査いたしました結果、日程第一ないし第七、第九ないし第一六、第一八ないし第二九、第三一ないし第四七、第四九ないし第五二及び第五四ないし第六六の陳情書は、いずれも了承すべきものと決した次第であります。

以上が請願審査に関する小委員会において審査いたしました経過及び結果でございます。

なお請願を重要視いたしまして、その重要なるものについては、立法化の手続をとつている米国の実例にかんがみまして、本委員会におきましても、請願の重要性につき、いま一段と認識を深められんことをここに申し沿えます。

以上、簡単ながら御報告申し上げます。

○淺利委員長　お諮りいたします。ただいまの小委員長の報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○淺利委員長　御異議がなければさように決します。

なおただいま採択及び議決不要と決定いたしました請願に関する報告書の作成並びに提出手続等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼び者あり」

○淺利委員長　御異議がなければさように決します。

○淺利委員長　次に昨二十七日付託になりました建築基準法案、内閣提出第一八八号を議題といたします。この際提案理由の説明を求めます。益谷建設大臣。

建築基準法案

建築基準法

目次

第一章　総則(第一條―第十八條)
第二章　建築物の敷地、構造及び建築設備(第十九條―第四十一條)
第三章　道路及び壁面線(第四十二條―第四十七條)
第四章　用途地域(第四十八條―第五十四條)
第五章　建築物の面積、高さ及び敷地内の空地(第五十五條―第五十九條)
第六章　防火地域(第六十條―第六十七條)
第七章　美観地区(第六十八條)
第八章　建築協定(第六十九條―第七十七條)
第九章　建築審査会(第七十八條―第八十三條)
第十章　雑則(第八十四條―第九十七條)
第十一章　罰則(第九十八條―第百二條)
附則

第一章　総則

(目的)

第一條　この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(用語の定義)

第二條　この法律において左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　建築物　土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、これを附属する門若しくはへい、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設をいい、鉄道及び軌道の道路敷地内の運転保安に関する施設並びにこ線橋、プラットホームの上家、貯蔵そうその他これらに類する施設を除くものとする。

二　特殊建築物　学校、病院、劇場、観覧場、百貨店、舞踏場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と殺場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

三　建築設備　建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。

四　居室　居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。

五　主要構造部　壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱、附け柱、掲げ床、最下階の床、小ばり、ひさし、局部的な小階段、屋外階段その他これらに類する建築物の部分を除くものとする。

六　延焼のおそれのある部分　隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の二以上の棟（延べ面積の合計が五百平方メートル以内の建築物は、一棟とみなす。）をなす建築物相互の外壁間の中心線から、一階にあつては三メートル以下、二階以上にあつては五メートル以下の距離にある建築物の部分をいう。但し、防火上有效な公園、広場、川等の空地若しくは水面又は耐火構造の壁その他これらに類するものに面する部分を除く。

七　耐火構造　鉄筋コンクリート造、れん瓦造等の構造で政令で定める耐火性能を有するものをいう。

八　防火構造　鉄網モルタル塗、しつくい塗等の構造で政令で定める防火性能を有するものをいう。

九　不燃材料　コンクリート、れん瓦、瓦、石綿板、鉄鋼、アルミニューム、ガラス、モルタル、しつくいその他これらに類する不燃性の建築材料をいう。

十　設計図書　建築物の建築、修繕若しくは模様替、建築設備の設置又は工作物の建造の工事用の図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。

十一　建築　建築物を新建し、増建し、改建し、又は移転することをいう。

十二　大規模の修繕　建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕をいう。

十三　大規模の模様替　建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の模様替をいう。

十四　建築主　建築、修繕若しくは模様替の工事の請負契約の註文者又は請負契約によらないで自ら建築、修繕若しくは模様替をする者をいう。

十五　設計者　設計図書を作成した者をいう。

十六　工事施工者　建築、修繕若しくは模様替の工事の請負人又は請負契約によらないで自らこれらの工事をする者をいう。

十七　都市計画　都市計画法（大正八年法律第三十六号）第一條に規定する都市計画をいう。

十八　都市計画区域　都市計画法第二條に規定する都市計画区域をいう。

十九　特定行政庁　建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。

（適用の除外）

第三條　この法律並びにこれに基く命令及び條例の規定は、国宝保存法（昭和四年法律第十七号）、史蹟名勝天然紀念物保存法（大正八年法律第四十四号）又は重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の適用を受ける建築物を建築し、修繕し、又は模様替する場合には、適用しない。

2　この法律又はこれに基く命令若しくは條例の規定の施行又は適用の際現に存する建築物（以下「既存建築物」という。）については、これを増築し、若しくは改築し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合を除き、これらの規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分に対しては、当該規定は、適用しない。

3　この法律又はこれに基く命令若しくは條例の規定の施行又は適用の際現に建築、修繕又は模様替の工事中の建築物については、これらの規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分に対しては、当該規定は、適用しない。

4　第三章から第七章までの規定並びにこれに基く命令及び條例の規定は、都市計画区域外においては、適用しない。

（建築主事）

第四條　市町地は、その長の指導監督の下に、第六條第一項の規定による確認に関する事務をつかさどらせるために、建築主事を置くことができる。

2　市町村は、前項の規定によつて建築主事を置こうとする場合においては、あらかじめ、その設置について、都道府県知事と協議しなければならない。

3　市町村が前項の規定による協議がととのつた場合において建築主事を置くときは、市町村の長は、建築主事が置かれる日の三十日前までにその旨を公示し、且つ、これを都道府県知事に通知しなければならない。

4　都道府県は、都道府県知事の指揮監督の下に、第一項の規定によつて建築主事を置いた市町村（以下「建築主事を置く市町村」という。）の区域外における建築物の係る第六條第一項の規定による確認に関する事務をつかさどらせるために、建築主事を置かなければならない。

5　第一項及び前項の建築主事は、市町村又は都道府県の吏員で建築主事の資格検定に合格した者のうちから、それぞれ市町村の長又は都道府県知事が命ずる。

6　特定行政庁は、その所轄区域に分けて、その区域を所管する建築主事を指名することができる。

（建築主事の資格検定）

第五條　建築主事の資格検定は、建築主事として必要な建築行政に関する知識及び経験について行う。

2　建築主事の資格検定は、建設大臣が行う。

3　建築主事の資格検定は、建築士又はこれと同等以上の実務の経験を有する者で、二年以上の建築行政に関する実務の経験を有し、又は建築の実務に関し技術上の責任のある地位にあつたものでなければ受けることができない。

4　建築主事の資格検定に関する事務をつかさどらせるために、建設省に、建築主事資格検定委員を置く。

5　建築主事資格検定委員は、建築及び行政に関し学識経験のある者のうちから、建設大臣が命ずる。

6　前各項に定めるものを除く外、建築主事の資格検定の手続及び基準その他建築主事の資格検定に関し必要な事項は、政令で定める。

（建築物の建築等に関する申請及び確認）

第六條　建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が当該建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基く命令及び條例の規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受けなければならない。但し、防火地域及び準防火地域外において建築物を増築し、又は改築しようとする場合で、その増築又は改築に係る部分を延べ面積が十平方メートル以内のものについては、この限りでない。

一　学校、病院、診療所、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、百貨店、マーケット、公衆浴場、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎又は自動車車庫の用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の延べ面積が百平方メートルをこえるもの

二　木造の建築物で三以上の階数を有し、又は延べ面積が五百平方メートルをこえるもの

三　木造以外の建築物で二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルをこえるもの

四　前各号に掲げる建築物を除く外、都市計画区域内又は都道府県知事が関係町村の意見を聞いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物

2　建築主事は、前項の申請書を受理した場合においては、同項第一号から第三号までに係るものにあつてはその受理した日から二十一日以内に、同項第四号に係るものにあつてはその受理した日から七日以内に、申請に係る建築物の計画が当該建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基く命令及び條例の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基いてこれらの規定に適合することを確認したときは、その旨を文書をもつて当該申請者に通知しなければならない。

3　建築主事は、前項の場合において、申請に係る計画がこれらの規定に適合しないことを認めたとき、又は申請書の記載によつてはこれらの規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その理由をつけてその旨を文書をもつて前項の期限内に当該申請者に通知しなければならない。

4　第一項の規定による確認を受けない同項の建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事は、することができない。

5　第一項の規定による確認の申請をしようとする者は、当該建築物の建築、修繕又は模様書に係る部分の延べ面積が百平方メートル以内の場合にあつては五百円、その他の場合にあつては三千円をこえない金額の範囲内において政令で定める額の手数料を、建築主事を置く市町村の区域内の建築物に係るものにあつては当該市町村に、その他の市町村の区域内の建築物に係るものにあつては都道府県に納めなければならない。

6　第一項の規定による確定の申請書並びに第二項及び第三項の規定による通知書の様式は、建設省令で定める。

（建築物に関する検査及び使用承認）

第七條　建築主は、前項第一項の規定による工事を完了した場合においては、その旨を工事が完了した日から四日以内に到達するように、建築主事に文書をもつて届け出なければならない。

2　建築主事が前項の規定による届出を受理した場合においては、建築主事又はその委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の吏員は、その届出を受理した日から七日以内に、届出に係る完了した工事が前項第一項の法律並びにこれに基く命令及び條例の規定に適合しているかどうかを検査しなければならない。

3　建築主事又はその委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の吏員は、前項の規定による検査をした場合において、当該建築物が前條第一項の法律並びにこれに基く命令及び條例の規定に適定していることを認めたときは、当該建築物の建築主に対して検査済証を交付しなければならない。

4　前條第一項第一号から第三号までの建築物の建築主は、前項の検査済証の交付を受けた後でなければ当該建築物を使用し、又は使用させてはならない。但し、第一項の規定による届出をした日から七日を経過した場合又は建築主事が仮使用の承認をした場合においては、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物を使用し、又は使用させることができる。

5　第一項の規定による届出書及び第三項の規定による検査済証の様式は、建設省令で定める。

（維持保全）

第八條　建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

（違反建築物に対する措置）

第九條　特定行政庁は、この法律又はこれに基く命令若しくは條例の規定に違反した建築物については、その建築主、建築工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）、建築工事の現場管理者又はその所有者、管理者若しくは占有者に対して、工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限をつけて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2　特定行政庁は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対して、その命じようとする措置及びその事由を記載した通知書を交付しなければならない。

3　前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から三日以内に、特定行政庁に対して公開による聴聞を行うことを請求することができる。

4　特定行政庁は、前項の規定による聴聞の請求があつた場合においては、第一項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

5　特定行政庁は、前項の規定による聴聞を行う場合においては、第一項の規定によつて命じようとする措置並びに聴聞の期日及び場所を、期日の二日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

6　第四項に規定する者は、聴聞に際して、証人を出席させ、且つ、自己に有利な証拠を提出することができる。

7　特定行政庁は、緊急の必要がある場合においては、前五項の規定にかかわらず、これらに定める手続によらないで、仮に、工事の施工の停止、使用禁止又は使用制限の命令をすることができる。

8　前項の命令を受けた者は、その命令を受けた日から三日以内に、特定行政庁に対して公開による聴聞を行うことを請求することができる。この場合においては、第四項から第六項までの規定を準用する。但し、聴聞は、その請求があつた日から五日以内に行わなければならない。

9　特定行政庁は、前項の聴聞の結果に基いて、第七項の規定によつて仮にした命令が不当でないと認めた場合においては、第一項の命令をすることができる。聴聞の結果、第七項の規定によつて仮にした命令が不当であると認めた場合においては、直ちに、その命令を取り消さなければならない。

（保安上危険であり、又は衛生上有害である建築物に対する措置）

第十條　特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備が第二章の規定又はこれに基く命令若しくは條例の規定に適合せず、且つ、著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限をつけて、その全部又は一部の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止又は使用制限を命ずることができる。

2　前條第二項から第九條までの規定は、前項の措置を命ずる場合に準用する。

3　第一條の場合においては、第三條第二項の規定は、適用しない。

（第三章から第七章までの規定に適合しない建築物に対する措置）

第十一條　特定行政庁は、既存建築物の敷地、構造又は用途が第三章から第七章までの規定又はこれに基く命令若しくは條例の規定に適

合しなくなり、且つ、公益上著しく支障があると認められるに至つた場合においては、当該建築物の所在地の市町村(都の特別区の存する区域においては、都　以下本條において同様とする。)の議会の同意を得た場合に限り、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限をつけて、前條第一項に規定する措置を命ずることができる。この場合においては、当該建築物の所在地の市町村は、当該命令に基く措置によつて通常生ずべき損害を時価によつて補償しなければならない。

2　前項の場合においては、第三條第二項の規定は、適用しない。

3　第一項の規定によつて補償を受けることができる者は、その補償金額に不服がある場合においては、政令の定める手続によつて、その決定の通知を受けた日から一月以内に土地収用法(明治三十三年法律第二十九号)による収用審査会の裁決を求めることができる。

4　前項の裁決に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

(報告、臨検、検査及び試験)

第十二條　特定行政庁又は建築主事は、建築物の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、建築物の設計者又は建築物に関する工事の施工者に対して、建築物の敷地、構造、設備若しくは用途又は建築工事の計画若しくは施工の状況に関する報告を求めることができる。

2　建築主事又は特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の吏員は、第六條第二項、第七條第二項、第九條第一項、第十項第一項又は前項第一項の規定による確認、検査又は命令をしようとする場合においては、当該建築物又は建築工事場に立ち入り、建築物、建築設備、建築材料、設計図書その他建築工事に関係がある物件を検査し、又は試験することができる。但し、現に居住の用に供している建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

(身分証明書の携帯)

第十三條　建築主事又は特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の吏員は、前條第二項の規定によつて建築物又は建築工事場に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(都道府県知事又は建設大臣の勧告、助言又は援助)

第十四條　建築主事を置く市町村の長は、都道府県知事又は建設大臣に、都道府県知事は、建設大臣に、この法律の施行に関し必要な助言又は援助を求めることができる。

2　建設大臣は、特定行政庁に対して、都道府県知事は、建築主事を置く市町村の長に対して、この法律の施行に関し必要な勧告、助言若しくは援助をし、又は必要な参考資料を提供することができる。

(届出及び統計)

第十五條　建築主は、建築物の建築の工事に着手しようとする場合又は建築物を除却した場合においては、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。但し、当該建築物又は当該工事に係る部分の延べ面積が十平方メートル以内である場合においては、この限りでない。

2　市町村及び特別区の長は、当該市区町村の区域内における延べ面積が十平方メートルをこえる建築物が火災、震災、水災、風災その他の災害に因り滅失した場合においては、都道府県に報告しなければならない。

3　都道府県知事は、前二項の規定による届出及び報告に基き、建築統計を作成し、これを建設大臣に送付しなければならない。

4　前三項の規定による届出、報告並びに建築統計の作成及び送付の手続は、建設省令で定める。

(建設大臣又は都道府県知事への報告)

第十六條　建設大臣は、特定行政庁に対して、都道府県知事は、建築主事を置く市町村の長に対して、この法律の施行に関して必要な報告又は統計の資料の提出を求めることができる。

(特定行政庁等に対する監督)

第十七條　建設大臣は、都道府県の建築主事の処分がこの法律若しくはこれに基く命令の規定に違反し、又は都道府県の建築主事がこれらの規定に基く処分を怠るものがあると認める場合においては、当該都道府県知事に対して、監督上必要な措置をとることを命ずることができる。

2　都道府県知事は、市町村の建築主事の処分がこの法律若しくはこれに基く命令の規定に違反し、又は市町村の建築主事がこれらの規定に基く処分を怠るものがあると認める場合においては、当該市町村の長に対して監督上必要な措置をとることを命ずることができる。

3　建築大臣は、前項の場合において都道府県知事がそのすべき命令をしない場合においては、自ら同項の命令をすることができる。

4　建設大臣は、都道府県知事がこの法律若しくはこれに基く命令の規定に違反し、又はこれらの規定に基く処分を怠るものがあると認める場合においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百四十六條の規定によつて、その行うべき事項を命令し、裁判所の裁判を請求することができる。

5　都道府県知事は、建築主事を置く市町村の長がこの法律若しくはこれに基く命令の規定に違反し、又はこれらの規定に基く処分を怠るものがあると認める場合においては、地方自治法第百四十六條の規定によつて、その行うべき事項を命令し、裁判所の裁判を請求し、又は確認の裁判に基いて当該市町村の長に代つて自ら当該事項を行うことができる。

(国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査又は是正措置に関する手続の特例)

第十八條　国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物については、第六條、第七條、第九條及び第十條の規定は、適用しない。この場合においては、第二項から第九項までの規定に定めるところによる。

2　第六條第一項の規定によつて建築しようとする建築物の建築主が国、都道府県又は建築主事を置く市町村である場合においては、当該国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者は、当該工事に着手する前に、その計画を建築主事に通知しなければならない。

3　建築主事は、前項の通知を受けた場合においては、第六條第二項に定める期間内に、当該通知に係る建築物の計画が当該建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基く命令及び條例の規定に適合するかどうかを審査し、その結果を前項の機関の長又はその委任を受けた者に通知しなければならない。

4　第二項の通知に係る建築物の工事は、前項の規定によつて当該建築物の計画が前項の法律、命令及び條例の規定に適合する旨の通知を受けた後でなければならない。

5　第二項の機関の長又はその委任を受けた者は、当該工事を完了した場合においては、その旨を、工事が完了した日から四日以内に到達するように、建築主事に通知しなければならない。

6　建築主事が前項の規定による通知を受けた場合においては、建築

主事又はその委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の吏員は、その通知を受けた日から七日以内に、その通知を係る完了した工事が第三項の法律並びにこれに基く命令及び條例の規定に適合しているかどうかを検査しなければならない。

7　建築主事又はその委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の吏員は、前項の規定による検査をした場合において、当該建築物が第三項の法律並びにこれに基く命令及び條例の規定に適合していることを認めたときは、第二項の機関の長又はその委任を受けた者に対して検査済証を交付しなければならない。

8　第六條第一項第一号から第三号までの建築物については、前項の検査済証の交付を受けた後でなければ当該建築物を使用し、又は使用させてはならない。但し、第五項の規定による通知をした日から七日を経過した場合又は建築主事が仮使用の承認をした場合においては、検査済証の交付を受ける前においても、仮に当該建築物を使用し、又は使用させることができる。

9　特定行政庁は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物が第九條第一項又は第十條第一項の規定に該当すると認める場合においては、直ちに、その旨を当該建築物を管理する機関の長に通知し、これらの規定に掲げる必要な措置をとるべきことを要請しなければならない。

第二章　建築物の敷地、構造及び建築設備

（敷地の衛生及び安全）

第十九條　建築物の敷地は、これに接する道の境より高くなければならず、建築物の地盤面は、これに接する周囲の土地より高くなければならない。但し、敷地内の排水に支障がない場合又は建築物の用途により防湿の必要がない場合においては、この限りでない。

2　湿潤な土地、出水のおそれの多い土地又はごみその他これに類する物を埋め立てられた土地に建築物を建築する場合においては、盛土、地盤の改良その他衛生上又は安全上必要な措置を講じなければならない。

3　建築物の敷地には、雨水及び汚水を排出し、又は処理するための適当な下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設をしなければならない。

4　がけ崩れ、地すべり等のおそれのある土地に建築物の敷地を造成する場合においては、擁壁の設置その他安全適当な措置を講じなければならない。

（構造耐力）

第二十條　建築物は、自重、積載荷重、積雪、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造でなければならない。

2　第六條第一項第二号又は第三号に掲げる建築物に関する設計図書の作成にあたつては、構造計算によつて、その構造が安全であることを確かめなければならない。

（大規模の建築物の主要構造部）

第二十一條　高さ十三メートル、軒の高さ九メートル又は延べ面積三千平方メートルをこえる建築物は、主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）を木造としてはならない。

2　高さ十三メートル又は軒の高さ九メートルをこえる建築物は、主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）を石造、れん瓦造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造その他これらに類する構造としてはならない。但し、特別の補強をし、且つ、構造計算によつて、その構造が安全であることを確かめた場合においては、この限りでない。

（屋根）

第二十二條　特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について関係市町村の同意を得て指定する区域内においては、建築物の屋根は、不燃材料で造り、又はふかなければならない。但し、茶室、あづまやその他これらに類する建築物又は延べ面積が十平方メートル以内の物置、納屋その他これらに類する建築物の屋根の延焼のおそれのある部分以外の部分については、この限りでない。

（外壁）

第二十三條　前條の市街地の区域内にある木造の建築物は、その外壁のうち、延焼のおそれのある部分を土蔵壁とし、又は延焼防止についてこれと同等以上の效力を有する構造としなければならない。

（木造の特殊建築物の外壁等）

第二十四條　第二十二條の市街地の区域内にある木造の特殊建築物で、左の各号の一に該当するものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。

一　学校、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、マーケット、公衆浴場又は自動車車庫の用途に供するもの

二　百貨店、共同住宅、寄宿舎、病院又は倉庫の用途に供するもので、階数が二であり、且つ、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルをこえるもの

2　前項の区域内にある木造の特殊建築物で、左の各号の一に該当するものは、その壁及び天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分を防火構造とし、又は不燃材料、木毛セメント板その他これらに類するものでおおい、若しくは防火塗料で塗装しなければならない。

一　劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の用途に供するもので、その客席の床面積の合計が百平方メートルをこえるもの

二　共同住宅、寄宿舎又は病院の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルをこえるもの

三　自動車車庫に供するもの

（大規模の木造建築物の外壁等）

第二十五條　延べ面積（同一敷地内に二以上の棟をなす木造の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が千平方メートルをこえる木造の建築物は、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造とし、その屋根を不燃材料で造り、又はふかなければならない。

（防火壁）

第二十六條　延べ面積が千平方メートルをこえる建築物は、防火上有效な構造の防火壁によつて有效に区画し、且つ、各区画の延べ面積を千平方メートル以内としなければならない。但し、建築物の主要構造部が耐火構造であり、又は不燃材料で造られている場合においては、この限りでない。

（特殊建築物の耐火構造）

第二十七條　左の各号の一に該当する特殊建築物は、主要構造部を耐火構造としなければならない。但し、延べ面積が五十平方メートル以内の平家建の附属建築物で外壁及び軒裏を防火構造としたもの、第六号の建築物の屋根で不燃材料で造られたもの又は舞台の床は、この限りでない。

一　劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の用途に供するもので、その客席の床面積の合計が二百平方メートル（屋外観覧席にあつては、千平方メートル）をこえるもの

二　建築物の二階を病院、共同住宅、寄宿舎、下宿又は倉庫の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が四百平方メートルをこえるもの

三　建築物の三階以上の階を学校、病院、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、共同住宅、寄宿

舎又は下宿の用途に供するもの

四　建築物の三階以上の階を百貨店、市場、展覧会場、舞踏場、遊技場又は倉庫の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルをこえるもの

五　自動車車庫の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルをこえるもの

六　別表第一(は)項二号に掲げる危険物の(貯蔵場又は処理場の用途に供するもの(貯蔵又は処理に係る危険物の数量が政令で定める限度をこえないものを除く。)

(居室の採光及び換気)

第二十八條　居室の窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積は、その居室の床面積に対して、住宅にあつては七分の一以上、学校、病院、診療所、寄宿舎又は下宿にあつては五分の一から十分の一までの間において政令で定める割合以上、その他の建築物にあつては十分の一以上でなければならない。但し、映画館、地下工作物内に設ける事務所、店舗その他これらに類するものの居室については、この限りでない。

2　居室の窓その他の開口部で換気に有効な部分の面積は、その居室の床面積に対して、二十分の一以上でなければならない。但し、適当な換気装置があつて衛生上支障がない場合においては、この限りでない。

3　ふすま、障子その他随時開放することができるもので仕切られた二室は、前二項の規定の適用については、一室とみなす。

(住宅の居室の日照)

第二十九條　住宅は、敷地の周囲の状況によつてやむを得ない場合を除く外、その一以上の居室の開口部が日照を受けることができるものでなければならない。

(地階における住宅の居室の禁止)

第三十條　住宅の居室は、地階に設けてはならない。但し、居室の前面に空地がある場合その他衛生上支障がない場合においては、この限りでない。

(便所)

第三十一條　汚物処理の設備を有する下水道を利用することができる区域内においては、便所は、くみ取便所としてはならない。

2　便所から排出する汚物を前項の下水道以外に放流しようとする場合においては、衛生上支障がない構造の汚物処理そうを設けなければならない。

3　第一項の下水道及び区域は、特定行政庁が指定する。

(電気設備)

第三十二條　建築物の電気設備は、法律又はこれに基く命令の規定で電気工作に係る建築物の安全及び防火に関するものの定める工法によつて設けなければならない。

(避雷設備)

第三十三條　高さ二十メートルをこえる建築物には、有効に避雷設備を設けなければならない。

(昇降機)

第三十四條　建築物に設ける昇降機は、安全な構造で、且つ、その昇降路の周壁及び開口部は、防火上支障がない構造でなければならない。

(特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準)

第三十五條　学校、病院、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、百貨店、ホテル、旅館、下宿、共同住宅若しくは寄宿舎の用途に供する特殊建築物又は延べ面積(同一敷地内に二以上の棟をなす建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)が千平方メートルをこえる建築物については、廊下、階段、出入口その他の避難施設、消火せん、スプリンクラー、貯水そうその他の消火設備並びに敷地内の避難上及び消火上必要な通路は、政令で定める技術的基準に従つて、避難上及び消火上支障がないようにしなければならない。

(この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準)

第三十六條　建築物の安全上必要な構造方法及び構造計算の方法、居室の採光面積、天井及び床の高さ、床の防湿方法、階段及び便所の構造、防火壁、防火区画、消火設備及び避雷設備の設置及び構造、給水、排水その他の配管設備の工法並びに煙突及び昇降機の構造に関して、この章の規定を実施し、又は補足するために安全上、防火上及び衛生上必要な技術的基準は、政令で定める。

(建築材料の品質)

第三十七條　建築物の基礎及び主要構造部に使用する鋼材、セメントその他の建築材料の品質は、建設大臣の指定する日本工業規格に適合するものでなければならない。

(特殊の材料又は構法)

第三十八條　この章の規定又はこれに基く命令若しくは條例の規定は、その予想しない特殊の建築材料又は構造方法を用いる建築物については、建設大臣がその建築材料又は構造方法がこれらの規定によるものと同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。

(災害危険区域)

第三十九條　地方公共団体は、條例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。

2　災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の條例で定める。

(地方公共団体の條例による制限の附加)

第四十條　地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は特殊建築物の用途若しくは規模に因り、この章の規定又はこれに基く命令の規定のみによつては建築物の安全、防火又は衛生の目的を充分に達し難いと認める場合においては、條例で建築物の敷地、構造又は建築設備に関して安全上、防火上又は衛生上必要な制限を附加することができる。

(町村の條例による制限の緩和)

第四十一條　第六條第一項第四号の区域外においては、町村は、土地の状況に因り必要と認める場合においては、建設大臣の承認を得て、條例で、区域を限り、第十九條、第二十一條第一項、第二十八條から第三十條まで及び第三十六條の規定の全部若しくは一部を適用せず、又はこれらの規定による制限を緩和することができる。但し、第六條第一項第一号及び第三号の建築物については、この限りでない。

第三章　道路及び壁面線

(道路の定義)

第四十二條　この章及び第五章の規定において「道路」とは、左の各号の一に該当する幅員四メートル以上のものをいう。

一　道路法(大正八年法律第五十八号)第一條にいう道路

二　都市計画によつて築造した道路

三　この章及び第五條の規定が適用されるに至つた際現に存在する道

四　道路法又は都市計画法による新設又は変更の事業計画のある道路で、二年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの

五　土地を建築物の敷地として利用するため、道路法又は都市計画法によらないで築造する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

2　この章及び第五章の規定が適用されるに至つた際現に建築物が立ち並んでいる幅員四メートル未満一・八メートル以上の道

で、特定行政庁の指定したものは、前項の規定にかかわらず、同項の道路とみなし、その中心線からの水平距離二メートルの線をその道路の境界線とみなす。

（敷地と道路との関係）

第四十三條　建築物の敷地は、道路に二メートル以上接しなければならない。但し、建築物の周囲に広に空地があり、その他これと同様の状況にある場合で安全上支障がないときは、この限りでない。

2　地方公共団体は、第三十五條に規定する建築物又は自動車車庫の敷地が接しなければならない道路の幅員、その敷地が道路に接する部分の長さその他その敷地と道路との関係についてこれらの建築物の用途又は規模の特殊性に因り、前項の規定によつては避難又は通行の安全の目的を充分に達し難いと認める場合においては、條例で、必要な制限を附加することができる。

（道路及び計画道路内の建築制限）

第四十四條　建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。但し、地盤面下に建築するもの又は公衆便所、巡査派出所、公共用歩廊その他これらに類する公益上必要な建築物で通行上支障がないものについては、この限りでない。

2　都市計画として決定して内閣の認可を受けた計画道路（第四十二條第一項第四号に該当するものを除く。）内においては、左の各号に該当する建築物で、容易に移転し、又は除却することができるものでなければ、建築してはならない。

一　階数が二以下で、且つ、地階を有しないこと。

二　主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

（私道の変更又は廃止の制限）

第四十五條　私道の変更又は廃止によつて、その道路に接する敷地が第四十三條第一項の規定又は同條第二項の規定に基く條例の規定に抵触することとなる場合においては、特定行政庁は、その私道の変更又は廃止を禁止し、又は制限することができる。

2　第九條第二項から第六項までの規定は、前項の指置を命ずる場合に準用する。

（壁面線の指定）

第四十六條　特定行政庁は、街区内における建築物の位置を整えその環境の向上を図るために必要があると認める場合においては、建築審査会の同意を得て、壁面線を指定することができる。この場合においては、あらかじめ、その指定に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による聴聞を行わなければならない。

2　前項の規定による聴聞を行う場合においては、同項の規定による指定の計画並びに聴聞の期日及び場所を期日の三日前までに公告しなければならない。

3　特定行政庁は、第一項の規定による指定をした場合においては、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（壁面線による建築制限）

第四十七條　建築物の壁又はこれに代る柱は、壁面線を越えて建築してはならない。但し、地盤面下の部分又は高さ二メートル以下の門若しくはへいについては、この限りでない。

第四章　用途地域

（用途地域）

第四十八條　建設大臣は、都市計画区域内において、都市計画法の定める手続によつて、都市計画の施設として住居地域、商業地域、準工業地域又は工業地域（以下「用途地域」と総称する。）を指定することができる。

2　建設大臣は、前項の規定による指定をする場合においては、関係市町村の申出に基いてしなければならない。

3　厚生大臣は、必要があると認める場合においては、用途地域の指定について、建設大臣に対して意見を述べることができる。

（用途地域内の建築制限）

第四十九條　住居地域内においては、別表第一（い）項に掲げる建築物は、建築してはならない。但し、特定行政庁が住居の安寧を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2　商業地域内においては、別表第一（ろ）項に掲げる建築物は、建築してはならない。但し、特定行政庁が商業の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

3　準工業地域内においては、別表第一（は）項に掲げる建築物は、建築してはならない。但し、特定行政庁が安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度が低いと認め、外は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

4　工業地域内においては、学校、病院、劇場、映画館、演芸場、料理店又は旅館の用途に供する建築物は、建築してはならない。但し、特定行政庁が工業の利便上又は公益上必要と認めて許可した場合においては、この限りでない。

（専用地区）

第五十條　建設大臣は、住居の環境を保護するため必要と認める場合においては、都市計画法の定める手続によつて、都市計画の施設として、住居地域内に、住居専用地区を指定することができる。

2　前項の地区内においては、別表第二（い）項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。但し、特定行政庁が住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

3　建設大臣は、工業の利便を増進するため必要と認める場合においては、都市計画法の定める手続によつて、都市計画の施設として、工業地域内に、工業専用地区を指定することができる。

4　前項の地区内においては、別表第二（ろ）項に掲げる建築物は、建築してはならない。但し、特定行政庁が工業の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

5　第四十八條第二項の規定は、第一項又は第三項の規定による指定をする場合に準用する。

（用途地域又は専用地区内における既存建築物に対する制限の緩和）

第五十一條　既存建築物で第四十九條又は前條第二項若しくは第四項の規定に適合しないものは、これらの規定（第八十七條第二項において準用する場合を含む。）にかかわらず、政令で定める範囲内において、増築し、改築し、又はその用途を変更することができる。

（特別用途地区）

第五十二條　建設大臣は、都市計画上必要があると認める場合においては、都市計画法の定める手続によつて、都市計画の施設として、用途地域内に、特別工業地区、文教地区その他政令で定める特別用途地区を指定することができる。

2　第四十八條第二項の規定は、前項の規定による指定をする場合に準用する。

3　特別用途地区内においては、第四十九條並びに第五十條第二項及び第四項の規定に定めるものを除く外、その地区の指定の目的のために、その地区の建築物の建築の制限又は禁止に関して必要な規定は、地方公共団体の條例で定める。

（特殊建築物の位置）

第五十三條　火葬場、と殺場、卸売

市場、伝染病院、ごみ焼却場又は汚物処理場の用途に供する建築物は、その敷地について特定行政庁の許可を受けなければ、建築してはならない。但し、都市計画の施設としてその位置が決定しているものについては、この限りでない。

2　特定行政庁は、都市計画上支障があると認める場合においては、前項の許可をしないことができる。

（聴聞及び建築審査会の同意）

第五十四條　特定行政庁は、第四十九條各項但書、第五十條第二項但書若しくは第四項但書又は前條第一項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による聴聞を行い、且つ、建築審査会の同意を得なければならない。

2　第四十六條第二項の規定は、前項の規定による聴聞を行う場合に準用する。

第五章　建築物の面積、高さ及び敷地内の空地

（建築面積の敷地面積に対する割合）

第五十五條　建築物の建築面積（同一敷地内に二以上の棟をなす建築物がある場合においては、その建築面積の合計とする。以下この章において同様とする。）は、住居地域内、準工業地域内又は工業地域内においては、敷地面積から三十平方メートルを引いたものの十分の六を、商業地域内又は用途地域の指定のない区域内においては、敷地面積の十分の七を、それぞれこえてはならない。但し、公衆便所、巡査派出所、公共用歩廊その他これらに類するものについては、この限りでない。

2　前項の規定の適用については、第一号又は第二号のいずれかに該当する建築物に対しては、同項中「十分の六」とあるのは「十分の七」と、「十分の七」とあるのは「十分の八」とそれぞれ読み替え、第一号及び第二号に該当する建築物に対しては、同項中「十分の六」とあるのは「十分の八」と、「十分の七」とあるのは「十分の九」とそれぞれ読み替えるものとする。

一　防火地域内にある建築物で、主要構造部が耐火構造のもの

二　街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で、特定行政庁が指定するものの内にある建築物

（空地地区）

第五十六條　建設大臣は、住居の環境を保護するため必要と認める場合においては、都市計画法の定める手続によつて、都市計画の施設として、住居地域内に、別表第三（い）欄の各項に掲げる空地地区を指定することができる。

2　第四十八條第二項の規定は、前項の規定による指定をする場合に準用する。

3　別表第三（い）欄の各項に掲げる空地地区内においては、建築物の延べ面積（同一敷地内に二以上の棟をなす築建物がある場合においては、その延べ面積の合計）の敷地面積に対する割合は、同表の（ろ）欄の当該各項に掲げる限度以下、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、同表の（は）欄の当該各項に掲げる限度以下でなければならない。

4　別表第三（い）欄の各項に掲げる空地地区内においては、建築物の外壁又はこれに代る柱の面から敷地境界線までの距離は、同表（に）欄の当該各項に掲げる限度以上でなければならない。

（高さの限度）

第五十七條　建築物の高さは、住居地域内においては二十メートル、住居地域外においては三十一メートルをこえてはならない。但し、左の各号の一に該当する場合において、特定行政庁の許可を受けたときは、この限りでない。

一　建築物の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地があつて、通行上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合

二　工業用の建築物その他の建築物でその用途によつてやむを得ないと認める場合

2　特定行政庁は、前項但書の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

（道路の幅員と建築物の高さとの関係）

第五十八條　建築物の各部分の高さは、その部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離の一・五倍以下で、且つ、その道路の幅員の一・五倍に八メートルを加えたもの以下としなければならない。

2　住居地域内における建築物に対する前項の規定の適用については、「一・五倍」とあるのは「一・二五倍」と読み替えるものとする。

3　建築物の敷地が二以上の道路に接し、又は公園、広場、川若しくは海その他これに類するものに接する場合、建築物の敷地とこれに接する道路との高低の差が著しい場合その他特別の場合における前二項の規定の適用の緩和に関する措置は、政令で定める。

（高度地区）

第五十九條　建設大臣は、都市計画上又は土地利用上必要があると認める場合においては、都市計画法の定める手続によつて、都市計画の施設として高度地区を指定し、その地区内における建築物の高さの最高限度又は最低限度を定めることができる。

2　第四十八條第二項の規定は、前項の規定による指定をする場合に準用する。

第六章　防火地域

（防火地域又は準防火地域の指定）

第六十條　建設大臣は、都市計画区域内において、都市計画法の定める手続によつて、都市計画の施設として、防火地域又は準防火地域を指定することができる。

2　第四十八條第二項の規定は、前項の規定による指定をする場合に準用する。

3　建設大臣は、第一項の規定による指定をする場合においては、あらかじめ、国家消防庁長官の意見を聞かなければならない。

（防火地域内の建築物）

第六十一條　防火地域内においては、延べ面積が百平方メートルをこえる建築物の主要構造部及びその他の建築物の外壁は、耐火構造としなければならない。但し、左の各号の一に該当するものは、この限りでない。

一　延べ面積が五十平方メートル以内の平家建の附属建築物で、外壁及び軒裏が防火構造のもの

二　卸売市場の上家その他これに類する建築物で、主要構造部が不燃材料で造られたもの

三　高さ二メートルをこえる門又はへいで不燃材料で造り、又はおおわれたもの

四　高さ二メートル以下の門又はへい

（準防火地域内の建築物）

第六十二條　準防火地域内にある建築物で、階数が三以上であり、又は延べ面積が五百平方メートルをこえるものは、主要構造部を耐火構造としなければならない。但し、前條第二号に該当するものは、この限りでない。

2　準防火地域内にある木造の建築物は、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。但し、前條第四号に該当するものは、この限りでない。

（屋根）

第六十三條　防火地域又は準防火地域内においては、建築物の屋根で耐火構造でないものは、不燃材料で造り、又はふかなければならない。

（開口部の防火戸）

第六十四條　防火地域又は準防火地

域内にある建築物は、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、政令で定める構造の防火戸その他の防火設備を設けなければならない。

（隣地境界線に接する外壁）

第六十五條　防火地域又は準防火地域内にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。

（看板等の防火措置）

第六十六條　防火地域内にある看板、広告塔、装飾塔その他これらに類する工作物で、建築物の屋上に設けるもの又は高さ三メートルをこえるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならない。

（建築物が防火地域又は準防火地域の内外にわたる場合の措置）

第六十七條　建築物が防火地域又は準防火地域とこれらの地域として指定されていない区域にわたる場合においては、その全部についてそれぞれ防火地域又は準防火地域内の建築物に関する規定を適用する。但し、その建築物が防火地域又は準防火地域外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分については、この限りでない。

2　建築物が防火地域及び準防火地域にわたる場合においては、その全部について防火地域内の建築物に関する規定を適用する。但し、建築物が防火地域外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分については、準防火地域内の建築物に関する規定を適用する。

第七章　美観地区

（美観地区）

第六十八條　建設大臣は、市街地の美観を維持するため必要があると認める場合においては、都市計画法の定める手続によつて、都市計画の施設として、都市計画区域内に美観地区を指定することができる。

2　第四十八條第二項の規定は、前項の規定による指定をする場合に準用する。

3　美観地区内における建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限で美観の保持のために必要なものは地方公共団体の條例で定める。

第八章　建築協定

（建築協定の目的）

第六十九條　市町村（都の特別区の存する区域においては、都）は、その区域の一部について、住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、且つ、土地の環境を改善するために必要と認める場合においては、土地の所有権者並びに建築物の所有を目的とする地上権者及び賃借権者（以下「土地の所有権者等」と総称する。）が当該権利の目的となつている土地について一定の区域を定め、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、形態、意匠又は建築設備に関する基準を協定することができる旨を、條例で、定めることができる。

（建築協定の認可の申請）

第七十條　前條の規定による建築物に関する協定（以下「建築協定」という。）をしようとする者は、その全員の合意によつて、協定の目的となつている土地の区域（以下「建築協定区域」という。）、建築物に関する基準、協定の有効期間及び協定違反があつた場合の措置を定めた建築協定書を作成し、その代表者によつて、これを特定行政庁に提出し、その認可を受けなければならない。

2　前項の規定によつて建築協定書を提出する場合において、当該建築協定区域が建築主事を置く市町村の区域外にあるときは、その所在地の市町村（特別区を含む。以下この章において同様とする。）の長を経由しなければならない。

（申請に係る建築協定の公告）

第七十一條　市町村の長は、前條の規定による建築協定書の提出があつた場合においては、遅滞なく、その旨を公告し、二十日以上の相当の期間を定めて、これを関係人の縦覧に供さなければならない。

（公開による聴聞）

第七十二條　市町村の長は、前條の縦覧期間の満了後、関係人の出頭を求めて公開による聴聞を行わなければならない。

2　建築主事を置く市町村以外の市町村の長は、前項の聴聞をした後、遅滞なく、当該建築協定書を、これに対する意見及び前項の規定による聴聞の記録を添えて、都道府県知事に送付しなければならない。

（建築協定の認可）

第七十三條　特定行政庁は、当該建築協定がその目的となつている土地又は建築物の利用を不当に制限するものでなく、且つ、第六十九條の目的に合致するものであると認めるときは、当該建築協定を認可しなければならない。

2　特定行政庁は、前項の認可をした場合においては、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。この場合において、当該建築協定が建築主事を置く市町村の区域外の区域に係るものであるときは、都道府県知事は、その認可した建築協定書の写一通を当該建築協定区域の所在地の市町村長に送付しなければならない。

3　第一項の規定による認可をした市町村の長又は前項の規定によつて建築協定書の写の送付を受けた市町村の長は、その建築協定書を当該市町村の事務所に備えて、一般の縦覧に供さなければならない。

（建築協定の変更）

第七十四條　建築協定区域内における土地の所有権者等は、前條第一項の規定による認可を受けた建築協定に係る建築協定区域、建築物に関する基準、有効期間又は協定違反があつた場合の措置を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもつてその旨を定め、これを特定行政庁に申請してその認可を受けなければならない。

2　前四條の規定は、前項の認可の手続に準用する。

（建築協定の効力）

第七十五條　第七十三條第二項又はこれに準用する前條第二項の規定による認可の公告のあつた建築協定は、その公告のあつた日以後において当該建築協定区域内の土地の所有権者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

（建築協定の廃止）

第七十六條　建築協定区域内の土地の所有権者等は、第七十三條第一項の規定による認可を受けた建築協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、これを特定行政庁に申請してその認可を受けなければならない。

2　特定行政庁は、前項の認可をした場合においては、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（建築物の借主の地位）

第七十七條　建築協定の目的となつている建築物に関する基準が建築物の借主の権限に係る場合においては、その建築協定については、当該建築物の借主は、土地所有権者等とみなす。

第九章　建築審査会

（建築審査会）

第七十八條　この法律に規定する裁定及び同意についての議決を行わせるとともに、特定行政庁の諮問に応じて、この法律の施行に関する重要事項を調査審議させるために、建築主事を置く市町村及び都道府県に、建築審査会を置く。

2　建築審査会は、前項に規定する事務を行う外、この法律の施行に関する事項について、関係行政機

関に対し建議することができる。

（建築審査会の組織）

第七十九條　建築審査会は、委員五人又は七人をもつて、組織する。

2　建築審査会の委員は、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に関し学識経験のある者のうちから、市町村にあつてはその長が、都道府県にあつては都道府県知事が、それぞれ当該市町村又は都道府県の議会の同意を得て、命ずる。但し、建築に関し学識経験のある者のうちから命ぜられる委員の数は、委員の総数の二分の一を下ることができない。

3　市町村の建築審査会の委員と都道府県の委員とは、兼ねることができない。

（委員の任期）

第八十條　委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

（会長）

第八十一條　建築審査会に会長を置く。会長は、委員が互選する。

2　会長は、会務を総理し、建築審査会を代表する。

3　会長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。

（委員の除斥）

第八十二條　委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある事件については、この法律に規定する裁定又は同意に関する議事に加わることができない。

（條例への委任）

八十三條　この章に規定するものを除く外、建築審査会の組織、議事並びに委員の報酬及び費用弁償その他建築審査会に関して必要な事項は、條例で定める。

第十章　雑則

（被災市街地における建築制限）

第八十四條　特定行政庁は、市街地に災害のあつた場合において都市計画又は都市計画法第十二條に規定する土地区画整理のため必要があると認めるときは、区域を指定し、災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。

2　特定行政庁は、建設大臣の承認を得た場合においては、更に一月をこえない範囲内において前項の期間を延長することができる。

（仮設建築物に対する制限の緩和）

第八十五條　非常災害があつた場合において、その発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が建設大臣の承認を得て指定するものの内においては、災害に因り破損した建築物の応急の修繕又は左の各号の一に該当する応急仮設建築物の建築でその災害が発生した日から一月以内にその工事に着手するものについては、この法律並びにこれに基く命令及び條例の規定は、適用しない。但し、防火地域内に建築する場合については、この限りでない。

一　国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のため建築するもの

二　被災者が自ら使用するために建築するもので延べ面積が三十平方メートル以内のもの

2　災害があつた場合において建築する停車場、郵便局、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物又は工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物については、第六條、第七條、第十五條、第十九條、第二十一條から第二十三條まで、第二十六條、第三十一條、第三十三條、第三十五條、第三十六條中第十九條、第二十一條、第二十六條、第三十一條、第三十三條及び第三十五條に関する部分、第三十七條、第三十九條並びに第四十條の規定並びに第三章から第七章までの規定は、適用しない。但し、防火地域又は準防火地域内にある延べ面積が五十平方メートルをこえるものについては、第二十二條の規定の適用があるものとする。

3　前二項の応急仮設建築物を建築した者は、その建築工事を完了した後三月をこえて当該建築物を存続しようとする場合においては、特定行政庁の許可を受けなければならない。この場合において、特定行政庁は、安全上、防火及び衛生上支障がないと認めるときは、二年以内の期間を限つて、その許可をすることができる。

4　特定行政庁は、仮設興行場、博覧会建築物その他これらに類する仮設建築物について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、一月以内の期間を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、第二十七條から第二十七條まで及び第三十一條から第三十一條までの規定並びに第三章から第六章までの規定は、適用しない。

（一街区内における綜合的設計による建築物の取扱）

第八十六條　一街区内に二以上の構えをなす建築物を綜合的設計によつて建築する場合において、特定行政庁がその各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第二十三條、第四十三條、第五十六條第三項若しくは第四項、第五十八條、第六十二條第二項又は第六十四條の規定を適用する場合においては、これらの建築物は、同一敷地内にあるものとみなす。

（用途の変更に対するこの法律の適用）

第八十七條　建築物の用途を変更して第六條第一項第一号の特殊建築物のいずれかとする場合においては、当該用途の変更を同号の建築物を建築するものとみなして、同條及び第七條第一項の規定を準用する。

2　建築物の用途を変更する場合においては、当該建築物を建築するものとみなして、第二十四條、第二十七條、第二十八條第一項、第二十九條、第三十條、第三十五條、第三十六條中第二十八條第一項及び第三十五條に関する部分、第四十九條、第五十條第二項若しくは第四項若しくは第五十三條の規定又は第三十九條、第四十條、第四十三條第二項若しくは第五十二條第三項の規定に基く條例の規定を準用する。但し、当該用途の変更が政令で指定する類似の用途相互間におけるものであつて、且つ、建築物の模様替をしない場合又はその模様替が大規模でない場合においては、この限りでない。

（工作物への準用）

第八十八條　煙突、広告塔、高架水そう、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するものについては、その築造を第六條第一項第四号の建築物の建築とみなして、第六條から第十三條まで、第十八條、第二十條、第三十二條、第三十三條、第三十六條中第二十條及び第三十三條に関する部分、第三十七條、第三十八條、第四十條、第八十九條並びに第九十條の規定を準用する。

2　第八條から第十三條まで及び第十八條の規定は、第六十六條に規定する工作物について準用する。

（工事現場における確認の表示等）

第八十九條　第六條第一項の建築工事の施工者は、当該工事現場の見易い場所に、建設省令で定める様

式によつて、建築主、設計者、工事施工者及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る同項の確認があつた旨の表示をしなければならない。

2　第六條第一項の建築工事の施工者は、当該工事に係る設計図書を当該工事現場に備えておかなければならない。

（工事現場の危害の防止）

第九十條　建築物の建築、修繕、模様替又は除却のための工事の施工者は、当該工事の施工に伴う地盤の崩落、建築物又は工事用の工作物の倒壊等による危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2　前項の措置の技術的基準は、政令で定める。

（建築物の敷地が区域、地域又は地区の内外にわたる場合の措置）

第九十一條　建築物の敷地がこの法律の規定による建築物の敷地、構造又は建築設備に関する禁止又は制限を受ける区域、地区（防火地域及び準防火地域を除く。以下本條において同様とする。）又は地区の内外にわたる場合においては、その建築物又はその敷地の全部について敷地の過半の属する区域、地域又は地区内の建築物に関するこの法律又はこれに基く命令の規定を適用する。

（面積、高さ及び階数の算定）

第九十二條　建築物の敷地面積、建築面積、延べ面積、床面積及び高さ、建築物の軒、天井及び床の高さ並びに建築物の階数の算定方法は、政令で定める。

（許可又は確認に関する消防長等の同意等）

第九十三條　特定行政庁又は建築主事は、この法律の規定による許可又は確認をする場合においては、当該許可又は確認に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長又は消防署長の同意を得なければ、当該許可又は確認をすることができない。

2　消防長又は消防署長は、前項の規定によつて同意を求められた場合においては、当該建築物の計画が法律又はこれに基く命令若しくは條例の規定で建築物の防火に関するものに違反しないものであるときは、第六條第一項第四号に係る場合にあつては、同意を求められた日から三日以内に、その他の場合にあつては、同意を求められた日から七日以内に同意を與えてその旨を当該特定行政庁又は建築主事に通知しなければならない。この場合において、消防長又は消防署長は、同意することができない事由があると認めるときは、これらの期限内に、その事由を当該特定行政庁又は建築主事に通知しなければならない。

3　建築主事は、第十八條第二項の規定による通知を受けた場合においては、遅滞なく、これを当該通知に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長又は消防署長に通知しなければならない。

4　保健所長は、必要があると認める場合においては、この法律の規定による許可又は確認について、特定行政庁又は建築主事に対して意見を述べることができる。

（異議の申立）

第九十四條　特定行政庁又は建築主事がこの法律又はこれに基く命令若しくは條例の規定に基いてした処分について、又これらの規定に基く処分をしないことについて不服がある者は、当該市町村又は都道府県の建築審査会に、文書をもつて、異議の申立をすることができる。

2　前項の規定による異議の申立は、同項の処分を受けた日から二十日以内にしなければならない。

3　建築審査会は、第一項の規定による異議の申立を受理した場合においては、その申立を受理した日から二十日以内に、裁定をしなければならない。

4　建築審査会は、前項の裁定を行う場合においては、あらかじめ、異議の申立をした者、特定行政庁、建築主事その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審査を行わなければならない。

5　建築審査会は、第三項の規定による裁定をした場合においては、その裁定をした日から七日以内に、異議の申立をした者及び特定行政庁又は建築主事に、文書をもつて、これを通知しなければならない。

6　特定行政庁又は建築主事は、前項の規定による裁定の通知を受けた場合において、その行つた処分を変更し、若しくは取り消し、又は行わなかつた処分を行う必要があると認めるときは、その通知を受けた日から七日以内に、その行つた処分を変更し、若しくは取り消し、又はその行わなかつた処分をし、その旨を異議の申立をした者に通知しなければならない。

（訴願）

第九十五條　前條第一項の規定によつて異議の申立をした者は、同條第三項の規定による裁定に不服がある場合又は特定行政庁若しくは建築主事が裁定に従わない場合においては、同條第五項の規定による通知を受けた日から一月以内に、建設大臣に訴願することができる。

（この法律の規定と出訴権との関係）

第九十六條　この法律又はこれに基く命令若しくは條例の規定は、これらに基いて建設大臣、都道府県知事、市町村若しくは特別区の長又は建築主事のした処分に不服がある者の裁判所に出訴する権利を妨げるものと解釈してはならない。

（地方公共団体の組合に対するこの法律の適用）

第九十七條　この法律又はこれに基く命令の規定の適用については、全部事務組合は市町村と、役場事務組合の執行機関は市町村の長とみなす。

第十一章　罰則

第九十八條　第九條第一項（第八十八條において準用する場合を含む。）の規定による特定行政庁の命令に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第九十九條　左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一　第六條第一項（第八十七條第一項又は第八十八條第一項において準用する場合を含む。）又は第九十條第一項（第八十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第十條第一項又は第十一條第一項（第八十八條においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による特定行政庁の命令に違反した者

三　第六條第四項（第八十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した場合における当該建築物又は工作物の工事施行者

四　第十九條、第二十條（第八十八條第一項において準用する場合を含む。）、第二十一條から第二十七條まで、第二十八條第一項若しくは第二項、第三十一條第一項若しくは第二項、第三十二條（第八十八條第一項において準用する場合を含む。）、第三十三條（第八十八條第一項において準用する場合を含む。）、第三十四條、第三十五條、第三十七條（第八十八條第一項において準用する場合を含む。）、第四十三條第一項、第四十四條、第四十七條、第五十五條第一項、第五十六條第三項若しくは第四項、第五十七條第一項、第五十八條第一項、第六十一條から第六十四條まで又は第六十六條の規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設

備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）

五　第三十六條の規定に基く政令の規定に違反した場合における当該建築物又は建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物又は建築設備の工事施工者）

六　第四十九條、第五十條第二項若しくは第四項又は第五十三條第一項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

七　第五十九條第一項の規定による制限に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）

八　第八十五條第三項、第四項又は第五項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

九　第八十四條第一項の規定による制限又は禁止に違反した場合における当該建築物の建築主

十　第八十七條第二項において準用する第二十四條、第二十七條、第二十八條第一項、第三十五條、第四十九條、第五十條第二項若しくは第四項又は第五十三條第一項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

十一　第八十七條第二項において準用する第三十六條中第二十八條第一項又は第三十五條に関する部分の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2　前項第四号、第五号又は第七号に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰する外、当該建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。

第百條　左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一　第七條第一項（第八十七條第一項又は第八十八條第一項において準用する場合を含む。）又は第十五條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第七條第四項又は第八十九條の規定に違反した者

三　第十二條第一項（第八十八條において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四　第十二條第二項（第八十八條において準用する場合を含む。）の規定による立入、検査又は試験を拒み、妨げ、又は忌避した者

第百一條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前三條の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人についてはこの限りでない。

第百二條　第三十九條第二項、第四十條、第四十三條第二項、第五十二條第三項（第八十七條第二項において準用する場合を含む。）又は第六十八條第三項の規定に基く條例には、これに違反した者に対し、五万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

（市街地建築物法その他の法令の廃止）

2　左に掲げる法律及び命令は、廃止する。

一　市街地建築物法（大正八年法律第三十七号）

二　市街地建築物法の適用に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十八号）

三　市街地建築物法施行令（大正九年勅令第四百三十八号）

四　市街地建築物法施行規則（大正九年内務省令第三十七号）

五　市街地建築物法第十四條の規定に依る特殊建築物耐火構造規則（大正十二年内務省令第十五号）

六　特殊建築物規則（昭和十一年内務省令第三十一号）

七　特殊建築物に関する東京都令、警視庁令、北海道庁令及び府県令の効力に関する命令（昭和二十三年総理庁令第二号）

八　臨時防火建築規則（昭和二十三年建設省令第六号）

九　臨時建築制限規則（昭和二十四年建設省令第九号）

（建築主事の任用の特例）

3　この法律施行の際現に建築監督主事である者で市街地建築物法の施行に関する事務をつかさどつているものは、第四條第五項の規定にかかわらず、同項の規定による資格検定を受けないで、この法律の規定による建築主事となることができる。但し、その在任期間は、この法律施行の日から一年をこえることができない。

（この法律施行前に指定された地域及び地区）

4　この法律施行の際、市街地建築物法第一條、第二條第二項、第四條第三項、第十一條第二項又は第十五條の規定によつて指定されている住居地域、商業地域、工業地域、住居専用地区、工業専用地区、空地地区、高度地区又は美観地区は、それぞれこの法律第四十八條第一項、第五十條第一項若しくは第三項、第五十六條第一項、第五十九條第一項又は第六十八條第一項の規定によつて指定された住居地域、商業地域、工業地域、住居専用地区、工業専用地区、空地地区、高度地区、又は美観地区とみなし、市街地建築物法第十三條並びに市街地建築物法施行規則第百十八條及び臨時防火建築規則第六條の規定によつて指定されている甲種防火地区又は乙種防火地区及び準防火区域は、それぞれこの法律第六十條第一項の規定によつて指定された防火地域又は準防火地域とみなす。

（この法律施行前に指定された建築線）

5　市街地建築物法第七條但書の規定によつて指定された建築線で、その間の距離が四メートル以上のものは、その建築線の位置にこの法律第四十二條第一項第五号の規定による道路の位置の指定があつたものとみなす。

（この法律施行前の違反行為及び訴願に対する取扱）

6　この法律施行前にした附則第二項第一号から第八号までに掲げる法令又はこれらに基いてした処分に違反する行為に対する市街地建築物法第十七條第三号、第十九條及び第二十條の規定の適用については、なお、従前の例による。

7　附則第二項第一号から第八号までに掲げる法令に基いてした処分に対する訴願でこの法律施行前に提起したものの取扱については、なお、従前の例による。

8　この法律の施行前にした臨時建築制限規則又はこれに基いて発せられた命令に違反する行為に対する臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）の罰則の規定の適用については、なお、従前の例による。

（都市計画法の一部の改正）

9　都市計画法の一部を次のように改正する。

第十條中「市街地建築物法」を「建築基準法」に改める。

（建設省設置法の一部の改正）

10　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第二十号を次のように改める。

二十　建築基準法（昭和二十五年法律第　号）の施行に関する事務を管理すること。

第四條第八項中「市街地建築物法（大正八年法律第三十七号）」を「建築基準法」に、同條第九項中「市街地建築物法」を「建築基準法」に改める。

（消防法の一部の改正）

11　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第七條を次のように改める。

第七條　建築物の新築、増築、改築、移転、修繕、模様替、用途の変更又は使用について許可、認可又は確認をする権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該許可、認可又は確認に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長又は消防署長の同意を得なければ、当該許可、認可又は確認をすることができない。

2　消防長又は消防署長は、前項の規定によつて同意を求められた場合において、当該建築物の計画が法律又はこれに基く命令若しくは條例の規定で建築物の防火に関するものに違反しないものであるときは、建築基準法（昭和二十五年法律第　号）第六條第一項第四号に係る場合にあつては、同意を求められた日から三日以内に、その他の場合にあつては、同意を求められた日から七日以内に同意を与えて、その旨を当該行政庁又はその委任を受けた者に通知しなければならない。この場合において、消防長又は消防署長は、同意することができない事由があると認めるときは、これらの期限内に、その事由を当該行政庁又はその委任を受けた者に通知しなければならない。

別表第一　用途地域内の建築物の制限

（い）	（ろ）
住居地域内に建築してはならない建築物	商業地域内に建築してはならない建築物
一　（ろ）項及び（は）項に掲げるもの 二　原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が五十平方メートルをこえるもの 三　左の各号に掲げる事業を営む工場 （イ）容量十リットル以上三十リットル以下のアセチレンガス発生器を用いる金属の工作 （ロ）馬力数の合計が〇・二五以下の原動機を使用する塗料の吹付 （ハ）原動機を使用する二台以下の研ま機による金属の乾燥研ま（工具研まを除く。） （ニ）コルク、エボナイト又は合成樹脂の粉砕又は乾燥研まで原動機を使用するもの （ホ）木材の引割若しくはかんな削り、裁縫、機織、ねん糸、組ひも、編物、製袋又はやすりの目立で馬力数の合計が一をこえる原動機を使用するもの （ヘ）印刷、製針又は石材の引割で馬力数の合計が二をこえる原動機を使用するもの 四　床面積の合計が五十平方メートルをこえる自動車車庫 五　劇場、映画館、演芸場又は観覧場 六　待合、キャバレー、舞踏場その他これらに類するもの 七　倉庫業を営む倉庫	一　（は）項に掲げるもの 二　原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が百五十平方メートルをこえるもの（日刊新聞の印刷所を除く。） 三　左の各号に掲げる事業を営む工場 （イ）がん具用普通火工品の製造 （ロ）アセチレンガスを用いる金属の工作（アセチレンガス発生器の容量三十リットル以下のもの又は溶解アセチレンガスを用いるものを除く。） （ハ）引火性溶剤を用いるドライクリーニング又はドライダイイング （ニ）セルロイドの加熱加工又は機械のこぎりを使用する加工 （ホ）印刷用インキ又は絵具の製造 （ヘ）馬力数の合計が〇・二五をこえる原動機を使用する塗料の吹付 （ト）亜硫酸ガスを用いる物品の漂泊 （チ）骨炭その他動物質炭の製造 （リ）羽又は毛の洗じよう、染色又は漂白 （ヌ）ぼろ、くず綿、くず紙、くず糸、くず毛その他これらに類するものの消毒、選別、洗じよう又は漂白 （ル）製綿、古綿の再製、起毛、反毛又はフエルトの製造で原動機を使用するもの （ヲ）骨、角、きば、ひづめ若しくは貝がらの引割若しくは乾燥研ま又は三台以上の研ま機による金属の乾燥研まで原動機を使用するもの （ワ）鉱物、岩石、土砂、硫黄、金属、ガラス、れん瓦、陶じ器、骨又は貝がらの粉砕で原動機を使用するもの （カ）墨、懐炉灰又はれん炭の製造 （ヨ）活字又は金属工芸品の鑄造（印刷所における活字の鑄造を除く。） （タ）瓦、れん瓦、土器、陶じ器、人造と石、るつぼ又はほうろう鉄器の製造 （レ）ガラスの製造又は砂吹

(ち) 動力つちを使用する金属の鍛造

一　左の各号に掲げる事業を営む工場

(一) 火薬類取締法(昭和二十五年法律第　号)の火薬類の製造

(二) 塩素酸塩類、過塩素酸塩類、硝酸塩類、黄りん、赤りん、硫化りん、金属カリウム、金属ナトリウム、マグネシユーム、過酸化水素水、過酸化カリ、過酸化ソーダ、過酸化バリウム、二硫化炭素、メタノール、アルコール、エーテル、アセトン、さく酸エステル類、ニトロセルローズ、ベンゾール、トルオール、キシロール、ピクリン酸、ピクリン酸塩類、テレピン油又は石油類の製造

(三) マッチの製造

(四) セルロイドの製造

(五) ニトロセルローズ製品の製造

(六) ビスコース製品の製造

(七) 合成染料若しくはその中間物、顔料又は塗料の製造(うるし又は水性塗料の製造を除く。)

(八) 溶剤を用いるゴム製品又は芳香油の製造

(九) 乾燥油又は溶剤を用いる擬革紙布又は防水紙布の製造

(十) 溶剤を用いる塗料の加熱乾燥又は焼付

(十一) 石炭ガス類又はコークスの製造

(十二) 圧縮ガス又は液化ガスの製造(製氷又は冷凍を目的とするものを除く。)

(十三) 塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、ふつ化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、りん酸、かせいカリ、かせいソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、洗濯ソーダ、ソーダ灰、さらし粉、次硝酸そう鉛、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、ひ素化合物、バリウム化合物、鉛化合物、銅化合物、水銀化合物、シヤン化合物、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホナール、グリセリン、イヒチオールズルホン酸アンモン、さく酸、石炭酸、安息香酸、タンニン酸、アセトアニリド、アスピリン又はグアヤコールの製造

(十四) たん白質の加水分解による製品の製造

(十五) 油脂の採取、硬化又は加熱加工

(十六) 石けん、フアクチス又は合成樹脂の製造

(十七) 肥料の製造

(十八) 製紙

(十九) 製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製

(二十) アスフアルトの精製

(二十一) アスフアルト、コールタール、木タール、石油蒸りう産物又はその残渣を原料とする製造

(二十二) セメント、石こう、消石灰、生石灰又はカーバイドの製造

(二十三) 金属の溶解又は精れん(活字又は金属工芸品の製造を目的とするものを除く。)

(二十四) 電気用カーボンの製造

(二十五) 金属厚板又は形鋼の工作でびよう打又は孔埋作業を伴うもの

(二十六) 鉄釘類又は鋼球の製造

(二十七) 伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延

二　一号(一)号、(二)号、(三)号、(四)号及び(五)号の物品、可燃性ガス又はカーバイドの貯蔵又は処理に供するもの

(は)

準工業地域内に建築してはならない建築物

別表第二　専用地区内の建築物の制限

(い)	(ろ)
住居専用地区内に建築することができる建築物	工業専用地区内に建築してはならない建築物
一　住宅又は住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 二　共同住宅、寄宿舎又は下宿 三　学校、図書館その他これらに類するもの 四　神社、寺院、教会その他これらに類するもの 五　養育院、託児所その他これらに類するもの 六　公衆浴場 七　診療所 八　前各号の建築物に附属するもの	一　住宅 二　共同住宅、寄宿舎、下宿又は旅館 三　物品販売業を営む店舗 四　料理店又は飲食店 五　待合、キヤバレーその他これらに類するもの 六　劇場、映画館、演芸場又は観覧場 七　学校、図書館その他これらに類するもの

別表第三　空地地区の種別及び空地地区内の建築物の制限

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
空地地区の種別	延べ面積の敷地面積に対する割合		建築面積の敷地面積に対する割合	外壁又はこれに代る柱の面から敷地境界線までの距離
第一種空地地区	十分の二以下			一・五メートル以上

第二種空地地区	十分の三以下	一・五メートル以上	
第三種空地地区	十分の四以下		
第四種空地地区	十分の五以下	一メートル以上	
第五種空地地区	十分の六以下		

第六種空地地区	十分の二以下	一・五メートル以上	
第七種空地地区	十分の三以下	一・五メートル以上	
第八種空地地区	十分の四以下		
第九種空地地区	十分の五以下		

○益谷國務大臣　建築基準法案の提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

本法案につきましては、政府としては三月一日閣議決定を見て以来、すみやかに国会に提案すべく努力して参つたのでありますが、いろ〳〵の関係上遷延し、今日に至りましたことを何とぞ御了承お願いいたします。

戦争以来、わが国の建築は、その量の増加にのみ力が注がれ、質の改善が閑却せられがちでありましたことは周知の通りでありまして、保安上、衛生上好ましくない建築物が建築せられ、毎年火災その他の災害による建築物の損耗はきわめて大なるものがあります。かかる建築物の災害を未然に防止し、国民の健康及び財産を保護するためには、建築物の質のある程度の水準を確保しなければならないと考えられます。現在建築物の質の規正に関する法律といたしましては、市街地建築物法がありますが、この法律は制定以来満三十年を経過しておりまして、その間若干の小改正を経てはおりますが、今日においては、その形式及び内容ともに不備な点が多く、新憲法の精神にかんがみて改正を必要とするものであり、かつわが国建築の質的改善による災害の防止、国民生活水準の向上には十分に寄与し得ないうらみがあります、しかして幸い最近において建築資材の需給も円滑となつて来ましたので、臨時建築制限規則による建築統制を廃止して、建築物の質的改善を積極的に推進できる機運にもなりましたので、この際市街地建築物法を廃止し、あらためて新たな構想により、建築物に関する基本法を制定する必要があると考えまして、本法律案を提出する次第であります。

次に基本案の要旨について御説明申し上げます。第一に現在の市街地建築物法は、保安、衛生または都市計画上必要な建築の制限をおもな内容としておりますが、その具体的な制限内容をほとんど命令に委任しておりますので、これを改めまして、国民の権利義務に関する重要事項はすべて法律で具体的かつ詳細に規定することといたしました。

第二に、地方自治を促進する見地からいたしまして、地方公共団体において、條例で地方の実情に即してこの法律に規定する建築の制限を強化し、または緩和できるようにするとともに、この法律の執行は地方公共団体の責任とし、特に能力のない市町村についてのみ、これを有することにいたしました。

第三に建築物がこの法律に定める最低基準に適合することを確保する手続については、従来のような都道府県知事の認可制度を廃止いたしまして、建築行政に関する専門的知識、経験を有する市町村または都道府県の建築主事の確認をもつて足ることと、かつその処理期間を法定いたしまして、事務処理の責任を明かにし、手続の簡易迅速化をはかりました。

第四に、この法律を施行する手続の適正、民主化をはかるために、重要事項については公開による聴聞の制度を設けるとともに、市町村及び都道府県に民主的な構成を有する建築審査会を設置して、建築主事の処分に対する異議の申立ての処理その他、この法律の施行に関する重要事項について諮問すべきものといたしました。なお住民の創意を尊重して、住宅地としての環境の維持または商業の便利の増進をはかる等、建築物の利用を増進し、かつ土地の環境を改善するために、建築協定の制度を設け、自主的に建築に関する基準を設け得ることといたしました。

第五に、建築物の質に関する実体的の規定につきましては、現行の市街地建築物法令の施行の経験にかんがみ、全般的に改善を加えましたが、特に最近の火災その他の災害頻発の状況にかんがみまして、防火及び防災に関する規定を極力整備いたしました。

以上築建基準法案のおもな要点につきまして御説明申し上げました。本法案の実施がわが国建築文化の向上に寄与するところ大なるものがあることにかんがみ、何とぞ十分に御審議の上すみやかに議決くださいますよう御願いいたします。

○浅利委員長　それでは一応住宅局長から御説明を承りましよう。伊東政府委員

○伊東(五)政府委員　逐條的に簡単に申し上げますが、その前に法案作成の経過をごくかいつまんで申し上げたいと思います。これは終戦後間もなく昭和二十一年に建設省に建築法規調査委員会というものをつくりまして、建築法案という一応の成案ができたのでありますが、その当時まだ資材状況が悪かつたので一応提案を見合しておつたのであります。最近資材状況も好転して参りましたので、昨年七月にそれをもととしまして、一応住宅局試案というものをつくりまして、それを建築に関する各団体に十分説明をし、御意見を承つたわけであります。たとえば日本建築学会、日本建築協会、日本建築士会、全国建設業協会、日本建設工業協会その他関係方面のGHQの専門係官等の御意見も十分伺いまして、結局この三月一日にこの案が閣議決定したわけでございます。その後関係方面等の連絡に相当ひまどりまして、ようやく二十五日に提案をするということになつて、非常に遅れましたことを申訳ないと存じます。逐條の御説明でございますが、現在市街地建築物法によりまして実施いたしております点を省略いたしまして、なるべく新たな点、追加いたしました点、変更した点などにつきまして申し上げたいと思います。

大体第二章から第七章というのが市街地建築物法に現在規定されておりますので、大体これはそれがもとになつております。第一章総則でございますが、第一條は、目的、第二條は、用語の定義であります。第三條は、適用除外の場合でございますが、国宝とか特殊の建築物、それから第二項が現在建つている建物、第三項が現在工事中の建物などにつきまして、この法律の規定を除外いたしております。第四項は第三章から第七章までの規定、これは大体都市計画的の規定でありますので、それは都市計画区域内に限つて適用するということになつております。

第四條は、建築主事に関する規定でございますが、現在この建築認可は都道府県知事が当つておりますが、これを専門技術者である建築主事にまかせることにいたしております。建築主事は市町村に置くことができるということになつておりますのが現在と非常に違う点でございまして、現在は都道府県に置いておりますが、これを市町村に置くことができる。但しこの建築主事を置こうとする場合には、都道府県知事と協議しなければならないことに

なつております。そうして市町村に建築事務担当者を置かない場合には、都道府県が建築主事を置いてその事務を扱うということになつております。それからこの建築主事につきましては、第五項におきまして資格検定に合格した者でなければならぬということになつております。

第五條は、この建築主事の資格検定に関するものでございますが、この検定は建設大臣が行う。そうして建築士またはこれと同等の実務の経験を有する者で、二年以上の建築行政に関する実務の経験を有する者、あるいはこれと同等以上の者でなければならぬのであります。この建築主事の検定を行いますために、第四項によりまして建築主事資格検定委員というものを建設省に置くことになつております。

第六條は、建築をしようとする場合の手続に関する規定でございまして、これは現在都道府県知事が当つておりますが、これを建築主事にいたしまして、手続を簡素化いたしました。そうしてこの取扱いの期間を法定をいたしまして、普通の住宅などの建築については七日以内、学校、病院、劇場というような特殊の建築物は三週間、二十一日以内に適否を決定しなければならないということになつたものでございます。それから手数料の規定が第五項にございますが、普通の建築では小さいものでは五百円、大きなものは三千円を越えない金額の範囲内で手数料を納めてもらうことになつておりますが、これは現在実施いたしております市街地建築物法と大体同様であります。

第七條は、建物が竣工した場合の規定でございますが、これは届出をして検査するという点は現在の通りであります。これに期日期限を切りまして、七日以内に返事をしなければ勝手に使つてもよく、また仮使用の承認をすることができるといつた点を加えます。

第八條は現在の通りでございますが、維持保全に関する規定でございます。

第九條は建築物の法令に違反した場合の規定、それから第十條は、保安上非常に危険な、うつちやつておくと生命の危険があるといつたような場合、衛生上非常に有害だといつた場合に対する措置であります。

第十一條は、第三章から第七章までの規定に適合しなくなつた場合の措置、この三箇條は現在も大体行つておる通りでありますが、ただ民主的にいたしますために公開聴聞の規定を設けました。

第十二條、第十三條、これは報告、臨検等でありまして、これは現在の通りでございます。

第十四條は、都道府県知事または建設大臣の勧告、助言、援助などの規定でございまして、特に市町村などで新たにこの法令の施行を取扱うという場合もございますので、こういう場合に勧告や助言をすることができるということにしたわけでございます。

第十五條は、現在GHQの命令によつて建築の統計をとつておりますが、その規定をここへ移したものでございます。

第十六條は報告の規定でございますが、これは現在法令の根拠はございませんが、実施しておるものでございます。

第十七條は、特定行政庁などに対する監督でございますが、特定行政庁と申しますのは、市町村でこの事務を担当しておるもの並びに都道府県でございますが、これに対して建設大臣が、この法令の施行について監督することができるということになつておるわけでございます。

第十八條は、国の建築物あるいは都道府県、市町村などのみずから行う建築に関してでございますが、これは現在も市街地建築物法の適用はございますが、国の建築物に対する規定は明確を欠く感がございまして、かえつてその建築物に違反が起きるということもございますので、この点につきまして明確にいたしました。同時にこの手続は、民間の建築物と同様にすることは、やや不適当だと考えますので、建築主事の確認を要するというような場合には、これを通知をすればよろしいとか、こういつた点につきまして、事務的な特別な取扱いを規定したのでございます。

第二章は、建築物の個々のものにつきまして、それの敷地とか構造とか設備などについて規定したものでございます。

第十九條は現在通りでございます。

第二十條も同様、第二十一條も同様でございますが、第二十一條は高い建築物は木造ではいけないということは現在もやつておりますが、そのほかに延面積三千平方メートルを越えるもの、九百坪というような非常に大きな建物も、同様木造ではいけないということにしたわけでございます。

第二十二條、二十三條も同様でございます。

第二十四條は新しく規定しました。すなわち学校、劇場、映画館といつたような種類のもの、百貨店、それから多数の人が住宅します共同住宅、寄宿舎、病院、こういつたものにつきまして、特に規模の大きなものは、木造の建物は外壁や天井を防火的に処理しなければならぬという規定でございます。それから第二項におきまして、その中で特定のものは、部屋の内部もやはり防火的にしなければならぬということでございます。

第二十五條は、千平方メートル、三百坪を越えるものでございますが、これは外壁とともに屋根も不燃材料でつくらなければならぬということを、第二十四條に伴いまして規定いたしました。

第二十六條は、現在市街地建築物法適用区域についてはやつておりますが、非常に大きな木造の建物は、防火壁をところ〴〵に入れるということでございまして、多少技術的にかえましたが、大体現在の通りでございます。

第二十七條は、特殊建築物の耐火構造に関する規定でございますが、これは新しい規定でございますので、劇場、映画館、演芸場、こういつた観客席を有するものについては、その観客席の床面積が六十坪を越えるもの、その他三階建以上で、大きな病院、共同住宅など、それから三階以上の学校、病院など、同様に三階以上の百貨店、市場、展覧会場等、それから自動車の車庫で特に大きなもの、それから危険物の貯蔵、処理場、こういつたような特に火災の危険の非常に大きなものは、この規定によりまして、外壁や屋根などを耐火構造にしなければならぬということでございまして、これは新たに防火的の見地から加えたものでございます。

第二十八條は、居室の採光及び換気に関するものでございますが、これも大体現行通りでございますが、住宅とか学校、病院、そういうものにつきましては、現在採光面積が床面積の十分の一以上あればいいのでありますが、これを七分の一以上ということで、多少窓の面積を大きくしております。

第二十九條は、住宅の居室の日照りについてでありますが、これは新しい規定でございまして、衛生の見地から居室のうちの一つ以上は、開口部は直接日を受けるようにしなければならぬということでございます。これは罰則がございませんので、やや精神的な規定ということになるわけでございます。あまり厳重にこれを実施することも困難だと思いますが、なるべく衛生的な家を建てさせるということにいたしております。

第三十條も同様でございまして、地階に住宅の居室を設けてはいかぬ、これも衛生的の見地から同じ趣旨で入れました。

第三十二條は電気設備に関する規定でございますが、特に電気設備の火災が非常に多いのでございまして、電気工作物の法令に基いて、防火的工法によつて行われなければならぬということにいたしました。

三十三、三十四及び三十五、三十六、三十七條は、大体現在実行しておる通りでございます。

第三十八條は、新しい考案の材料、構造方法というようなものが将来出て来ました場合に、この法令にそのまま当てはまらぬ場合があることが予想さ

れますので、これについては特別の取扱いをするということを規定いたしました。

第三十九條は、災害危険地区に関する規定でございまして、これは新たに加えたものでございますが、たとえば三陸でしばゝ津波を受けるとかあるいはそのほか高潮、出水などで大災害のはつきり予想されるというところもあるわけでございますので、そういう場合には区域を指定いたしまして、そこでは住宅に限つてこの建築物を制限するなり、あるいは構造的に一定の制限を加えるなりいたします。そうしてこれは地方の條例により規定してもらう、こういうことにいたした次第であります。

四十條、四十一條はこの法律に直接規定いたしたものは最低の基準を規定したものでありますので、四十條によつて地方の條例でさらに規定を追加するということを認めたものでございまして、

四十一條は、それとは逆に田舎でこの最低基準の通りやらなくてもいいという場合も予想されますので、そういう場合には建設大臣の承認を受けた上で條例をもつて制限の緩和をすることができるということにいたしたわけであります。

第三章は、道路及び壁面線に関する規定でございまして、この章以下第七章までは都市計画区域に限りまして都市計画の一部として実施するものでございます。道路の定義は、現在もございまして、幅員四メートル以上のものを道路ということになつておりますが、それをやや具体的にここで規定したわけでございます。現行法と多少違つておりますのは、この第一項第五号に「土地を建築物の敷地として利用するため、道路法又は都市計画法によらないで築造する道」つまり私道でございます。そういうものは特定行政庁からその位置の指定を受ければ、これを道路とみなすということにいたしております。現在は建築制限を知事が一方的に制限するということになつておりますが、この場合は利用者が行政庁に道路の指定を受けるということにして、これを道路とみなすということにいたしました。第二項に既存の市街地などで四メートルの道路がない場合もございますが、一間ぐらいの道路もずいぶん多いのでございます。その場合は位置の指定は一・八メートル、一間以上、あるいはその中心線から両側に二メートルずつ、すなわち四メートルの線をもつて仮定の道路境界線とみなしてこの法律を適用するわけでございます。

四十三條は敷地と道路との関係でありますが、これは大体現在行つておる通りでございますが、この二項におきまして車庫その他の特別の建築物につきましては、その接する幅などにつきまして條例でもつてもう少し合理的な限制を加えることができるようにいたした点が違つております。

第四十四條は道路と計画道路内の建築制限でありますが、道路内地は原則として建築物を許可いたしませんことは現在の通りでございます。ただ都市計画として決定いたしました道路としては、現在は計画道路には原則として建築をさせないことになつておるのでありまして、もし建てる場合には特別な許可を要することになつておりますが、これは実情から見まして適当でない点もございますので、その点を大幅に緩和いたしまして、この法律では二年以内に事業を行うものに限つて禁止制限ができるということにいたしまして、その他の計画道路につきましてはごく簡単な建物、木造とか鉄骨造、そういう移動容易なものに限つて建ててもよろしいということにいたしまして、別に特別の許可を必要としないことにいたしたわけであります。

第四十六條は壁面積の指定でございます。第四十七條はその指定に伴う建築の制限であります。これは現在もこの通り行つております。但しこの指定につきましては、都道府県知事が一方的に指定をしておりましたものを、今回は建築審査会の同意を受けなければならぬということにいたしまして、なお利害関係者の出頭を求めて公開聴聞を行わなければならぬという二点を加えただけであります。

第四章は用途地域に関する規定でございますが、この点につきましては大体現在行つておる通りでございます。かわりました点を申し上げますと、第四十八條に用途地域の種類が規定してございます。住居地域、商業地域、準工業地域となつておりますが、準工業地域というのはただいま未指定地域と称しておりまして、それをそのまま名前をかえたわけでございます。各地域の制限の内容は別表にございますが、その別表は現在の通りでございまして、ただ工場の規模を、現在規定しておりますのは馬力数によつて規定しておるのでありますが、これは床面積に改めて、馬力数の変更などが容易にできるようにいたした次第でございます。この工業地域内のものにつきましては、現在工業地域というのは無制限の地域になつておりますが、これも適当でないので、特別なもの、学校、病院、劇場、映画館、演芸場、料理店、旅館、これだけのものにつきましては原則的に工業地域内では禁止することに改めました。

第五十條の専用地区、それから五十一條の用途地域について、すでに建つておる建物に対する制限の緩和、これらは現在の通りでございます。

第五十二條は特別用途地区でございますが、特別工業地区、文教地区といつたものをこの用途地域の中にさらに指定することができる。これは全然地方にまかせまして、地方の條例でこれの内容を決定することにいたしております。このことは現在東京都におきましてこの種類の特別用途地区を指定しておりますが、法の根拠がございませんので現在東京都で行つておるものを法制化いたしたようなわけでございます。

第五十三條は特殊建築物の位置、火葬場あるいは屠殺場とか卸売市場、伝染病院、ごみ焼却場、または汚物処理場、こういうものを用途地域で指定することは非常に困難でございますので、これは特定行政庁の許可を受けることにしております。但し都市計画としてこれを一応決定しておるような場合も多いのでございますが、その場合はその方針通りに従うことになつております。それからこの用途地域全般につきましてこの特別の許可を受ける場合がみなそれぞれあるのでありますが、現在はこの点につきましては都道府県知事が許可するということになつておりますが、これを建築審査会の同意を得なければならぬということと、利害関係者の出頭を求めて公開聴聞を行う。これによりまして用途地域制ということが濫に流れないようにいたしたわけでございます。

第五章は建築物の面積、高さ及び敷地内の空地の規定でございます。これは用途地域制と関連してそれぞれの用途について建築物の密度、高さというものを規定したものでございますが、これと現在行つておるものと大差はございません。第五十五條におきまして制限を若干強化いたしておりますが、すなわち現在住居地域等では敷地面積に対して十分の六以下でなければならないのでありますが、これを敷地面積から三十平方メートルを差引いた——九坪を差引いたものについて十分の六以下といたしました。商業地域については現在十分の八以下のものを十分の七以下にいたします。そのかわり、防火地域内では耐火構造のもの、あるいは町角にあるものなどにつきましてはそれぞれ一割ずつ割増しを認めることにいたしました。その敷地と建築面積との割合、建設密度については保健衛生という立場並びに防火の立場から非常に重要な事項でありますのと、また制限といたしましてはかなり影響するところ大でありますので、いろいろと検討いたしました結果、この程度に強化することにおちついたわけでございます。第五十六條、これはまつたく現在と同じでございます。第五十七條の高さの限度、これも現在と同じであります。第五十八條の道路の幅員と建築物の高さの関係、これも現在と同じでございます。第五十九條の高度地区の

指定、これも同様でございます。

第六章の防火地域でございますが、この関係も現行と大差はございませんが、やや強化した点がございます。現在防火地区としては甲種防火地区、乙種防火地区、準防火地区、こうなつておりますのを、甲種をここでは防火地域に改めまして、乙種防火地区及び準防火地区を大体準防火地域といたしまして、二本建にいたして、この場合にこの指定につきましては国家消防長官の意見を聞くということになつておるほか、その他は現在の通り都市計画委員会において決定することになるわけであります。

第六十一條は、防火地域内の建築物の制限でございますが、百平方メートル、つまり三十坪を越えるものは主要構造部、それからその他の建築物とありますのは、大体五十平方メートル、十五坪以上になるわけでありますが、その中くらいの建物の外壁を耐火構造にしなければならぬということになります。ここで現在と非常に違うところがございますが、現在は甲種防火地区内でも知事の許可を受ければ木造ができることになつておりまして、現在防火地区に指定されましても、大多数は木造でできております。今回特別な許可をとりやめましたので、防火地域に指定されましたところは全部この原則で行くことになつております。

第六十二條は準防火地域内についてでございますが、これは大体普通の建築物は現行の通り、木造建築物は外壁などをモルタルなどの防火的な構造にすればよろしいことになりますが、特に大きな規模のもの、階数が三階以上のもの及び廻べの面積が五百平方メートル、百五十坪以上のものについては、耐火構造にしなければならぬ。鉄筋コンクリートにしなければならぬということで、準防火地域においても特に火災の危険の非常に多いところ、高い建物、非常に大きな建物については防火地域と同様に、鉄筋コンクリートなどにするということになるわけであります。

六十三、六十四、六十五、六十六、六十七條は現行通りでございます。

第七章、美観地区でございますが、これも都市計画区域内に適用されるものでありまして、現在の制度があるわけでございますが、かわりましたのは、美観地区の指定は建設省でやつておりますものを地方公共団体の條例にまかせたのであります。

第八章、建築協定これは新しい構想で、新しく加わりました規定でございますが、一つかみに申しますと、住宅地とかあるいは商店街という狭い区域の関係者、土地の関係者、所有権者、借地権者などが相寄つて一つ建築についての約束をつくる、これは全員で協定するわけでありますが、全員の同意を得て一つの約束をつくりますと、それがここに書いてあります手続によりまして一つの規則と同様の効果を発生することになるのでございまして、後にその敷地を借りておつた人、所有者になつた人、借地権者になつた人にも協定が適用されることになるのでございます。そういう第三者に対する制限もありますから、この手続は慎重を期しておるわけでございまして、特定行政庁の認可を必要といたします。また公開の聴聞を必要といたしております。

第九章建築審査会でございますが、先ほど申しました許可認可についての同意をするとか、それからこの法令についての処分に不服のある場合、裁定を求めるといつた場合に、この裁定を行うというようなことをいたすと同時に、この法令の施行についての一つの諮問機関の役割をするという性質のものでございます。これはこの事務を扱うところの市町村、都道府県に置くわけでございます。この建築審査会の組織はごく小規模のものでございまして、普通は委員五人くらい、ごく大きい場合でも七人以内でもつて構成いたしまして、その構成メンバーは、建築とか、都市計画、公衆衛生行政、こういつたようなものの学識経験のある者からきめるわけでございまして、なおその総数の二分の一以上は建築に関して学識経験のある、たとえば建築士というようなものから選ばなければならないということになつております。この委員の任期とか、委員会の構成などにつきましては省略いたします。

第十章は、雑則でございますが、第八十四條は、被災市街地における建築の制限でございまして、大火災後などに土地区画整理を施行するといつた場合がございますので、この設計などについて、若干のひまがかかりますので、その間大体一月以内は、ある程度の建築の制限をなし得ることになつております。

第八十五條は、仮設建築物に対する制限の緩和でございますが、二通りございまして、一つは、災害地に対する仮設建築物でございますが、応急のバラックというようなものは、これも一月以内に工事に着手するものについては、この法令を適用しない。それからもう一つは、第四項でございますが、仮設興行場、博覧会建築物、こういつたような仮設的な一時の使用に供するようなものについても、一月以内使うもの、それから六箇月以内使うもの、この二通りになつておりますが、どちらもある程度制限を緩和することになつております。

第八十六條は、一街区内に総合的に設計をして建てる場合の取扱いでございますが、原則としましては、一敷地ごとに道路との関係とか、空地の関係、高さの関係、採光面積の関係などを規定しておるわけでございますが、一つのブロックを一団として、総合的に合理的な設計をした場合には、全体を一つとして認めて取扱つてよろしいということになつて、実際的に相当制限が緩和されることになるわけであります。

それから第八十七條は、用途の変更に対するこの法律の適用でございますが、原則としましては、用途を変更します場合には、その当該建築物を新たに建てるものとして、この法律を適用するわけでございますが、類似用途については、政令で指定いたしまして、その相互間の変更は認めないことになつております。

第八十八條は、工作物への準用でございますが、煙突とか、広告塔、高架水槽、擁壁、こういつたような工作物につきましても、他にまつたくこれと同じ関係にあるものがございますので、これらの建築物と同様に、この規定を準用することになつております。

第八十九條は、工事現場における確認の表示でございます。

等九十條は、工事現場の危害防止、これは現在やつております。

等九十一條は、この二つの区域、地域、地区にまたがる場合でございまして、これは過半の分が属する区域、地域の建築物に関するこの法律を適用することになつております。

第九十二條は、面積、高さ、階数などの算定の方式についてであります。

第九十三條は、許可、確認などに関する消防長の用意に関する規定でございます。これは現在消防法によりまして、建築をする場合には、消防長、消防署長の同意を得なければならないことになつておりますが、これにつきましては、この委員会でもいろ〳〵問題がございましたが、この改正によりまして、ややこれを合理的にいたしたつもりでございます。すなわち一点は、この消防長、消防署長の同意を與える期限を切りまして、三日以内あるいは場合によりまして、七日以内に同意を與えて、建築主事に通知しなければならないという期限を切りましたのと、もう一つは、これも第二項にございますが、同意をしないということが、消防長や消防署長の独断ではできないのでございまして、何か法律とか、命令とか、條例などに規定してあることにつきましてのみ、同意を與えないことができるというふうに、その判断の範囲を限定いたしたのでございます。この二点を現在の消防法第七條を改めたのでございます。

第九十四條から第九十六條まででございますが、これは異議の申立て、訴願、それから出訴権などにつきまして、規定したものでございまして、異議の申立ては、建築審査会で取扱うこ

と、それからその審査会の裁定に不服のある場合には、建設大臣に訴願をする道を開きました。さらに出訴権も、従来通り認めたのでございます。

第十一章は、罰則でございますが、この関係は非常に複雑しておりますので、簡単に申し上げます。この法律の罰則の適用を受ける者でございますが、従来は大体におきまして、建築主とか、建築物の所有者というようなものを、原則として対象にいたしておりましたが、今回これを改めまして、建築技術的な事項についての違反は、すべて設計者の責任といたして、これを罰することにいたしました。工事の施工につきましては、工事施工者を罰することにいたしました。ただ用途地域関係のような技術的な事項でないものにつきましては、建築主を直接罰するということでございます。設計者がこの建築主のさしずによつてやつたというような場合に、初めて建築主を罰することにいたしたのでございます。

それから罰の重さでございますが、従来体刑もございましたが、これは体刑をやめまして、罰金のみにいたしまして、罰金を十万円以下と、五万円以下、一万円以下の三種類にわけました。十万円以下の罰金は、違反者が使用禁止とか、除却とかの命令を受けて、なおこれに従わなかつたという悪質な場合に限つたのでございます。それから一番軽い一万円以下の場合は、届出とか、報告などを怠つたような軽い場合のことでございます。その他は全部五万円以下の罰金といたしております、また地方の条例できめましたことについての違反は、これは最高五万円以下といたしまして、その条例で罰則を設けることになつております。

最後に、附則でございますが、第一項は、施行期日でございまして、附帯命令をつくつたりする関係もございまして、若干の猶予期間を置きまして、公布後三箇月から六箇月以内に、政令で定めることになつております。

第二項は、市街地建築物法とか、臨時建築制限規則など、九つの法律を廃止いたしたのでございます。

第三項は、建築主事は検定を受けなければなりませんが、現在都道府県で市街地建築物法の施行に当つております建築監督主事に限つて、資格がない場合でも一年以内は臨時にこの建築主事になれることといたしました。

それから第四項及び第五項、これは従来市街地建築物法に基いて指定しております各種の用途地域とか防火地区とか建築線といつたようないろ〳〵な指定につきましては、これを自動的にこの法律によつて乗りかえることにいたしました。

第六項以下は大体事務的のものでありますから説明を省略させていただきます。

以上非常に急ぎましたが、この法案につきまして逐條の御説明を終らせていただきます。

○浅利委員長　これより質疑に入ります。通告がありますからその順序によつてこれを許します。前田栄之助君。

○前田(榮)委員　たいへんこの法案は広範囲にわたつておるので、十分精読しないと質疑も十分に行われぬと思います。従つて本日は私がごく簡単に見受けられるような点だけを質疑いたしまして、詳細の点は後日に譲りたいと思いますが、まず第一にこの法律によつて監督が市町村に移る場合において、建築主事は市町村に設けることができると書いてあるので、設けなければならぬとも書いてありません。従つて市町村の中に、設ける市町村と設けない市町村が出て来ると思うのであります。しかしこうした法律がある限りは、だん〳〵設けざるを得ないような状態になると思うのであります。そういうことになりますと、市町村の負担が、相当貧弱な町村においては、過重な状態になりはせぬかと思うのでありますが、まず第一にこの点をお伺いするのであります。

その次には、設けられない町村においては、たとえば町村がよく組合町村等をつくつて合理的な町村財政を整備する、あるいは学校等におきましても組合立学校というものがあるのでありますが、この法律に、今説明を聞きますと、そういう点が加味されておりませんが、二、三箇町村が合同で建築主事を置くような制度にしてやれば、市町村でも非常に助かるのではないか、こう思うのでありますが、この点に対する当局の御所見をお伺いするのであります。

それからその次には、この建築主事の点でありますが、建築主事をだんだん各町村に置くようになりますと、現在の有資格者の数の関係において、現在府県には相当それに適当する者がおりますが、これがだん〳〵市町村の方へ行かせないと置けないことになりますが、そういたしますと府県ではそうした該当者がなくて困るというようなことになりやせぬかと思うのであります。その点の御所見をお伺いしたい。

第四番目には、この規定にどうも明確でないと考えますが、これは東京都の問題でありますが、東京都におきましては区制が布かれておりますが、東京都のような大きい所では各区に置くことが適当ではないかと思うのであります。この点どうも東京都庁にのみ置くということじやなしに、各町村に置かせるということになれば、東京都のような区制が相当大きい、市にも該当する行政区域になつており、行政的な量を持つておる関係上、当然区に置かなければならぬ状態になるのが公平ではないかと思うのでありますが、まずこの四点をお伺いする次第であります。

○伊東(五)政府委員　市町村がこの事務を取扱うようになつた場合に、負担の関係がどうかという御質問でございますが、この法律の施行に要する経費は大体先ほど申し上げました手数料でまかない得るんじやないかと思つております。それから特に貧弱な町村などにつきましては、この法律の中で町村にまで適用されることはごく少いことでありますので、実際問題としては町村はまあ大都市の隣接町村というようなものは別かもしれませんが、一般的にはあまりその必要がないのじやないかと思つております。もし負担の関係でできないという場合は、現に都道府県は、市町村がやらない場合には都道府県がやらなければならぬということになつておりますので、結果としてそういうことになるのじやないか。まあ費用の点につきましては、そんなことで大したむりはなく行くんぢやないかと思つております。

それから第二点の組合町村の関係でございますが、この法案には九十七條に事務的な規定を書いておりますが、根本は地方自治法に規定されておりますので、組合でやるということはできるわけでございます。

それから第三点は都道府県の建築主事が市町村の方へ移つて都道府県では人がなくなるんじやないか、こういう点でございましたが、これは市町村に移す場合に都道府県と市町村との間に協定をすることになつておりますので、まあ大体そういうことは心配ないじやないかというふうに現在のところ考えております。

それから第四点の東京都の特別区については、地方の市よりも大きなものがあるんだから区にやらしたらどうだというような点につきましては、東京都では現在各区に建築課を置きまして、そこで普通の建築物については区が区の建築課長の専断でやつております。この法案におきましても、この建築主事はの地域別に適当に配置することができるということになつておりますが、東京都におきましては当然に各区に建築主事を置きまして、その区の建築主事が取扱うということにいたしたいと思つております。

○前田(榮)委員　そういたしますと、市町村等にも置くことができるのでありますから、置く町村がないとは言えないのでありまして、そうしたときに、現在行われておる行政が府県で統一する、あるいは都で統一するという場合に、この行政上の扱いがまち〳〵になるおそれが、町村に移管いたしますとないとは限らないのでありますが、それに対する御用意はいかがなさ

れておるか、この点を伺いたいと思います。

○伊東(五)政府委員　現在でも都道府県ごとの統一につきましては、建設省が指導監督の任に当つておるのでありますが、今回それをさらに市町村まで下げて来た場合に、数が多くなりますから、その点が統一がとりにくくなるということは考えられます。これに対しましては、この法令を取扱う建築主事というものを建設大臣において一本にして限定をして行くということ、それから市町村に対しましては、都道府県が勧告をしたり指導したり援助するというようなこと。違反があつた場合には、都道府県や直接国が乗り出してこの違反を処理するというようなことになりまして、なるべく統一をとるようにいたしたいと思つております。これは根本的には市町村という自治体についてこの法令の施行を認めておりますので、多少今よりは統一がとりにくくなるということは認めざるを得ないのでありますが、根本的な大きな方針よりしてこういうふうにしたわけでございます。

○前田(榮)委員　その次にはこれの行政上の権限の問題でございますが、市町村長に相当権限が附與されておるものも見受けられますが、建設大臣が直接権限を持つておる面もある。たとえば本法第十七條の建設大臣の権限に属しておる部面において地方自治法と多少矛盾したところがあるのではないかと思われるのですが、この地方自治法を十分御研究になつてこれと矛盾しておらぬという御確信があるのでありますか、その点お聞かせ願いたいと思います。

○小林説明員　ただいまお尋ねの問題は、十七條と地方自治法との関係はどうかという御質問でございますが、これは私の方でも法務府それから自治庁と協議いたしまして、十分研究の結果でございまして、地方自治法にはいささかも抵触しておらないと確信しておるのでございます。どういう点が御疑念か、もし御疑念の点がございましたらお答え申し上げたいと思います。大体第十七條の條文をちよつと逐條的に申し上げますと、第一項及び第二項は建設大臣と都道府県知事の建築主事に対する監督の規定を入れておいたのでありまして、建前は市町村が建築の仕事をする実力を持つておる限りは、市町村にまかせようと。しかしながら建築基準法並びにこれに基く政令によつて、最小限度の確保をすべき規定だけは、国または府県がこれを監督して確保して行く、そういう措置をとる必要があろうというので、一項と二項に大臣及び知事が建築主事の処分についての監督規定を置きました。置きましたけれども、主事に違法処分があつても、たとえば大臣がただちにその建築主事に対してとやかくするということは、自治法の精神から見て行き過ぎでありますので、その場合は知事に対して監督上の必要な処置をとることを要求する。知事におきましては場合によつては——非常に重い場合を考えれば懲戒処分なり戒告処分なりの処置を講ずる、こういうふうにいたしたのであります。

それから三項、四項の問題は、今度は知事あるいは市町村長がこの法律または政令に違反の行為があつた場合にこれをどう是正するか、こういう問題でありまして、この知事の場合には、建設大臣がこの地方自治法の有名なマンデイムス・プロシーデイングスと言つておりますが、裁判所に請求して知事の違法処分に対して国の大臣が強制手段を講じ得る規定がありますので、それを援用して参りまして、知事がもし違法の場合には建設大臣が裁判所の裁判をもつてこれを励行するように命じ得るようにしたのであります。自治法の手続をそのまま援用して参つたのであります。

五項は知事の市町村に対する同様な権限でありまして、これも自治法の手続によつてやつておりますので、地方自治法との関係につきましては全然心配ないと確信しております。

○前田(榮)委員　ただいまの御説明ではまだ十分でないと思うのですが、これはもう少し私の方でも研究しなければならぬので、この点は後日に譲ります。

その次には本法二十八條、二十九條等にある住宅の問題につきまして、いろいろこの建築基準法によつて今後の住宅は——先般衆議院を通過いたしました住宅金融公庫法の中にも文化的な住宅を建てなければならぬというふうになつており、本法の目的がまたその向上をさせるという点にあるのでありますが、大体これが法律ではつきりきめることも困難なのかもしれませんが、この中にも一つの精神法を織り込まれておることは今御説明になつたのでありますが、現在建つておる家屋と隣接した地域に家屋を建てられるために、窓の関係、採光、通風の関係が、今まで日当りもよかつたにもかかわらず、日当りが悪くなる、こういうことになる場合が、ことに商店街や市街地には多いのでありますが、これは外国の例におきましても、イギリスあたりにおいては他人の窓などを十分考えて家を建てろというようなことがあるやに承つておるのであります。この規定にはそういうものがないようでありますが、むしろこの際社会共同生活の上からいつて、こういうことこそこうした画期的な基準法をつくる場には必要なのではないかと思つておりますが、何ゆえにそういうものをおつくりにならないのか、こういう点を第一点にお伺いする次第であります。

第二点は土地の問題でありますが、これは熱海、伊東あたりのような急坂なるところに屋敷を持つ場合によく起る問題で、ことに関西地方は神戸だとか呉だとかいうところにはいくらも例があるのでありますが、せつかく安全なうちを建てたのにかかわらず、その北側の隣接しておる屋敷を石垣のそばまで掘つたために非常な危険な状態になつて、それがためにその家屋の倒壊等の危険をかもすようなことがあるので、基準法の中にはいろ〳〵そういう意味を加えたものが規定されておりますが、その屋敷の近接した石垣の危険、家屋の危険を防止するようなものがただいまちよつと見当らぬのでありますが、それをこの際加える必要があると思うのですが、その点の御所見はいかがなものでありましようか。

○伊東(五)政府委員　日光とか通風などの、既得権益の保護についての規定が欠けておりはせぬか、こういう点でございますが、これはお話の通り英国にはエンシエント・ライトの規定がございまして、現在通風や日当りを受けておるところを妨げる場合に制限する規定があるのでございます。しかしこれはこういう思想が非常に発達しておりまして、古くから実施しております英国の例でございまして、日本でこれをただちに採用するということは種々の困難がありまして、一応研究はしてみましたが、にわかにそういうふうな強い制限を置くことは躊躇せられたのでございます。ただ御承知の通り民法の中に相隣関係についていろ〳〵規定がございます。非常に姑息ではございますが、現在のところこの民法の規定にまかせて行かざるを得ないのではないかと考えたわけでございます。それから同じくこの相隣関係でございますが、隣のがけ下を掘つてこちらの家が危険になるといつたような場合につきましては、この八十八條に工作物についての準用の規定でございますが、擁壁についてはこの法令を準用いたしまして、構造上あぶないという場合には建築物と同様にこれに対して制限を加えることになつております。

○前田(榮)委員　どうも今のがけ下のことは、私は呉ですから随所にそういうところが出ておるのですが、実際問題になりますと現在の法規で民法上の手続をやつてもうまく行かないために、いろ〳〵近所不仲になつたりして問題が起つておる場合が多いのでありますが、これをもつと、ただ単に抽象的な危険を冒さないような状態ということでなしに、具体的に石垣から何メートルは残せとか、あるいは土げしの場合はそうだ、あるいはそれを石やコンクリートでやる場合はこうだとかいうような規定をこの際はつきりさすならば、これらの地方の人は安心しておる

られると思う。また近所親類等の中で不仲になるようなことがなくて済むと思うのでありますが、なぜそういうことが技術的に困難だというお考えのもとに具体的な法律にしなかつたかという点をもう一度お伺いしたいと思います。

それかに次に第二章の建築物の構造の点でございますが、これが全国的に適用されることになりますと、市街地あたりはこれが非常に煩瑣になるということで多少の問題があると思うのでありますが、これを適用する範囲が非常な山間の、極端なことを言いまするとと、山小屋というようなものにも、人が住んでおる住宅というようなものもありますが、やはりそういうようなものでも、いわゆる一軒の離れ家というようなものでも適用される御予定なのでありますか、この二点をお伺いしたいと思います。

○伊東(五)政府委員　第一点の工作物の安全に関する具体的の規定についてのお尋ねでございますが、具体的に擁壁の構造をどうやれとか、がけ下、がけ上においてどの程度家を離してやらなければならぬかといつたようなことにつきましては、これは土質にも関係いたしますし、また擁壁の構造にもよりまして、非常に技術的の事項でありますので、直接法律に書くことは不適当と考えまして、この二十六條にこれらの安全上の技術的の基準は政令で定めるということにして、政令に委任したわけでございます。

それから第二点の地域的な適用の範囲についてでございますが、山小屋のようなものも全面的にこの規定を適用することがどうかというお尋ねでございまして、これは私ども同様に考えますが、その地域をただちにこの法律で定めるということがなかなか困難でありますし、その場合々々によりまして、いろ〳〵な條件が違いますので、この法案では第四十一條におきまして、市町村の條例でもつて制限の緩和ができることになつております。おそらく御例示のような場合はこれによつて区域的に除外せられるのではないかと考えております。

○前田(榮)委員　がけ下等の問題等については政令で別に定めるというお考えのようでありますが、これはその政令が出てみなければわからぬわけですが、その政令はどの程度のものをおつくりになろうというお考えが今あるのかどうか、この点を重ねてお尋ねしたいと思うのであります。

次に第八章にきめられておる建築協定の問題でありますが、これはこういうような協定がどこか外国あたりの例にあるのでありましようか、この協定が日本人としてうまく善用されたら非常におもしろい法律だとわれ〳〵も考えるのでありますが、これもまた人間の癖として裏から裏をまわるというようなことで、これが悪用されるようなことになるとたいへんなことだと思うのであります。今、日本ではいろ〳〵なちまたのボスやいろ〳〵な連中を相当摘発しておるようでありますが、こういうような連中が近所の連中を威嚇するわけでもないでしようが、何とかして自分のかつてのいいようなことをきめるために、国家の法律を悪用しようという者がないとも限らぬと思うのでありますが、どこかの国にこれがうまく運用されておるというようなところがおありであつたならばひとつお知らせ願いたいと思うのであります。

○伊東(五)政府委員　第一点のがけ地に対する問題でございますが、この政令できめる内容は十分研究してみたいとは思いますが、現在がけ下、がけ上二メートルの範囲くらいのところは、安全かどうかということを調べた上で建てさせることになつております。またがけの高さは大体四メートル以上のような場合には強度検査をやりまして、その安全性を認めるということを実施しておりますが、大体現在実施しております程度のことを政令できめたいと考えております。

それから第二点の建築協定についての外国の例でございますが、これは実は外国の例はないようでございます。ただGHQの関係官などは、この制度は非常におもしろいということで、これは新考案なわけでございますが、ただいま御質問にありました御懸念につきましては、全員の同意でなければできないということになつております。これもむりに同意をさせられるというようなこともなきにしもあらずでございますが、そういう点につきましては全員の同意があるにかかわらず、知事や市町村長の認可を必要とするといつたようなことにしましたのは、その辺を非常に入念に取扱おうという考えからでございまして、この制度は特に区画整理をやりましたところとか、分譲地とか商店街などで、かねてこういつた制度についての要望もあつたのでございまして、この運用については十分そういう点について注意をしてやつて行きたいと思つております。

○前田(榮)委員　その次には防火地区の建設でございますが、われ〳〵防火地区をどん〳〵つくつて、火災国日本の汚名を注ぐには大賛成なのでありますが、しかし現在の日本の生活状態といたしまして、国民の負担がこういうものに耐えられるかどうかということについては、現在の国民経済の上からして相当困難ではないか、こういう点が考えられるのであります。先般金融公庫法のときでも、国民がこれを利用するのに非常に困難ではないかういう同僚議員からのたくさんな質問が出ましたが、理想的に今の日本の国民経済の上に立つて防火地区を建設することになりますと、これらに対してはやはり相当国家が補助等を行わなければ困難ではないかと思うのであります。この基準法の中にはそういう規定もないようでありますが、何か国庫の補助金等を考えられてはいかがかと思うのですが、この点はいかがですか。

○伊東(五)政府委員　防火地域の指定に伴いまして、国民の負担との関係についてのお尋ねでありますが、防火地域は現在指定しております甲種防火指定地、これにかえて参ります。この防火地区の指定は、そのときの民度を考えまして、商店街特に相当高級の商店街といつたようなところだけに現在指定されております。しかも現在指定されておりますのは参考に差上げました表にもあります通り、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、函館これだけの市の目抜きの場所でございますので、十分負担力を考えまして土地の地価などを考えまして、高層建築でなければかえつて土地の関係や何かから見ましても、採算がとれぬといつたようなところを主として指定しております。なおこの新しい制度によりまして、現在指定しております防火地区は、さらに再検討をすることになろうかと思いますが、負担との関係については、この資料そのものによつて十分考えたいと思つております。

なおこれに対して補助などの道を開くことを考えておるかというお尋ねでございますが、実は昨年、今年度の予算を編成するときにも、このことにつきましては建設省としましては要求したのでございますが、なお将来ともこの法律で防火地区の強化をいたしますと同時に、何か資金的の援助につきまして、建設省としましては将来ともさらに努力をいたしたいと考えております。

○前田(榮)委員　最後に一点お伺い申し上げたいと思いますが、それは前に返りまして建築主事の問題です。「建築主事を置くことができる。」しかしながら今局長の御説明によりますと、そう置ける市町村も少いのではないかというようなお心持の御答弁があつたのでありますが、建築主事を市町村が、各府県あたりに奉職せられているものを譲り受けて置く場合において、この建築主事が一応市町村のいわゆる公吏になるわけです。そうするとこの主事の勤続年数等がそこで一応切れて、恩給等の待遇の問題が問題になると思うのであります。また府県から市町村へかわるものに対しては、やはり公務員として引続いての勤続とするということになれば、ここに恩給法等に問題が起りはせぬかと思うのでありますが、何か特例でもお考えになつているか。あるいはこれはやむを得ないというお

考えなのか。またそれはこういう法律があつて、心配はないのだとお考えなのか。この点お聞かせ願いたいと思います。

○伊東(五)政府委員　市町村でこの事務を扱うようになつた場合に、都道府県で現在この方面を扱つているものが市町村に移つて行くというような場合は当然予想されます。その場合に恩給が継続しないということで、恩給関係によつては移りにくい人が当然起きて来ると思います。これにつきましては現在ほかの法律におきましても、保健所法とか学校関係の教育委員会法とか、あるいは警察などでも同様なことがありまして、都道府県から市に移る場合に恩給を継続するようになつておりますが、この制度を実施しました上でそういうことが起きましたならば、同様に恩給の継続についても将来考えてみたいと思つております。

○浅利委員長　次は深澤義守君。

○深澤委員　最初に一般的な問題について御質問申し上げますが、この提案理由の説明の中に、本法案を提出いたしました根拠といたしまして、日本の建築の問題が、今まで量の点に力が注がれておつて、質の点については閑却されがちであつた。だから質的な向上をするために本法が出されたということが言われているのであります。もちろんりつぱな建物を建てることは、国民の文化的水準を上げるということでけつこうなのでありますが、現実の日本の事情といたしましては、量の問題を考えるところに重点が置かれなければならないと思うわけであります。この問題について、質の点を強調するあまり、量の点の詳決に非常なさしつかえが起つて来るのではないかと、われわれは非常に心配するのでありますが、この点についていかようにお考えであるか。この点をまずお伺いいたします。

○伊東(五)政府委員　これは相対的な問題でございまして、質と量の関係は絶対的なことでもございませんが、終戦直後から大体この二、三年、今までというものは量の問題と申しますか、とにかく一応バラックでも何でも、燃えやすい家でも小さな家でも、とにかく住まうところを早くつくろうということが非常に急務でございましたために、ほとんど市街地建築物法の規定すら相当適用を停止いたしまして、量の増加に努めたのでございます。しかし現在の段階から申しますと、程度の問題はありますけれども、少くもある程度の最低水準だけは守らなければならぬ、また守り得る状態でないかというふうに考えまして、この法案を提出したわけであります。決してこの法律によつて非常に高度の生活水準を要求しているわけではございません。これによつて量の問題が犠牲になつて、非常に建設を遅らせるというようなことはないのじやないかと考えております。特に特別の用途の向きの公会堂とか、大規模のものは耐火建築を要求しておりまして、これは建築費なども相当――何割か上りますが、一般の木造建築につきましては、これによつて建設費の何割というふうなものが上るというふうには考えられませんし、技術的に良心的にやればいい部門もあります。多少防火的に建築費がかさむような点もございますけれども、それよりもむしろ火災とか風水害等によつて、技術的、般心的にやりませんための損耗、せつかくつくりましても片つぱしから焼けたり倒れて行くといつたような、国家的な損害も非常に多いわけでありますので、そのような点を見合つて、漸進的に、今までより少し水準を上げて行つたという程度でありまして、これによつて量の増加が非常に阻害されるということはないと考えます。

○深澤委員　もちろんこの法案が高度の建築を要求しているものでないことはわかるのでありますが、現実の国民生活といたしましては、これはすでに住宅金融公庫法のときにも明らかにされておりましたように、一人一畳に住むというような間借りの状態が、二十数万人東京だけでもあるという状態で、各都市においても実にそういう悲惨な状態がある。従つてどんなものでも自分の家を建てたいというような、非常に悲惨な状態があるわけであります。ところがこの法案を概括してみますというと、たとえば基礎の問題にいたしましても、あるいは防火設備の問題にいたしましても、たとえば屋根の問題等におきましては、これは板ぶき等は使えないことになつて参りますれば、今局長は二割も三割も増加しないだろうというようなことを言われるが、この基準法によつてやるといたしますれば、相当建築費が増額されなければならないと考える。そういうことによつて、簡単ではあるが、最低限度の自分の住居をつくらんとする人々の建築意欲を押える結果になるのではないか、具体的に基礎建築、あるいは屋根、防火設備、こういうようなものを考えてみる場合に、非常に増額になるというぐあいにわれ〳〵は考えるわけです。今二割も三割も増額をするというようなことはないとおつしやるのですが、その点私は非常に疑問に思つてるので、もう一度その点をお伺いしたい。

○伊東(五)政府委員　これで規定しました規定によつて建てた家とどういう家を比較するかでございますが、ごく掘立小屋のような非常に簡単なものと比べますと、あるいは三割も四割も増額することが考えられますが、いやしくも相当な資金を投じて住居なり商店なりをつくろうという場合でありますから、ある程度の家という前提に立ちますと、ここで規定しておる基礎にいたしましても、屋根にいたしましても、二割三割も増額になることはないというふうに申し上げたわけでございます。屋根をとん〳〵ぶきでやつておつたものを、かわらにふきますと、坪一千円からも違いましようし、これはかなりの割合になりましようが、別な見方からいたしますと、とん〳〵ぶきでやりましても、すぐ腐りますし、雨が漏りますし、火災の危険があるということで、結局長い目で見ますと、個人的にも国家的にも相当な損失があるわけでございますので、これは市街地に特に要求しておる規定でありますが、集団的に都市で生活する場合の家を標準としましては、諸外国などに比べましたら、決して高いものではございません。外国で町の中に木造などを許しておるところは一つもないのでございますが、日本の実情として、この程度の水準でがまんしよう、むしろそういうふうに考えておるのでございまして、それがために、家に非常に困つている人が建てようと思つても、この制限によつて建てられなくなるというようなことも非常にまれな例ではないかと思つております。そのために別に住宅の対策としましては、御承知の通り国家補助なり、あるいは金融面なりで考えておるようなわけであります。

○深澤委員　どうも局長の考えはこの前の住宅金融公庫の場合においても、国民大衆という方向が、結局においては相当中流の人々が建てるようなことを対象にするという結論になつてしまつたのでありますが、結局この基準法で家をつくる以上は、この程度の基準は守らなければならないというぐあいに、きわめて楽観的に考えられておるのでありますが、国民生活の実態は決してそんなものでない。どんな掘立小屋でも自分の家をつくつてみたいという国民が非常に多数ある。こういう者に対して、この法案が適用されるならば、そういう人々は自分の家屋の建築というものができなくなる。こういうことを私は考えているわけであります。

第二番目に、建築材料の需要が非常に円滑になつたというぐあいに、やはり楽観的に考えられておりますが、この建築材料等が非常に余つて来たということは、現在の日本の経済界の不況のために建築材料を使う者が非常に少くなつたということのために余つて来て、需要の円滑という結果になつて来たわけであります。従つて建築材料の需要が非常に円滑になつて来たということ自体が、生産が非常に増加して余つて来たという結果ではないと思う。そういうようなことも、先ほどの私の第一の質問に関連して来るのであります

すが、これはさておきまして、政府が計画されておりますところの庶民住宅、並びに今度の住宅金融公庫による住宅の問題でありますが、これは今度の建築基準法を根拠とせられて計画されておるのでありますか、それとも以前の法律に基いて計画されておるのでありますか、庶民住宅等につきましては、事実建つておる庶民住宅をわれわれが見ますと、この基準法に当てはまらないものが非常にたくさんある。今度この基準法によつておつくりになるといたしますれば、従前の予算よりもかさんで来ると私は思う。そうなるとこの庶民住宅の予定されました戸数が建てられなくなる。予算超過によつて建てられなくなるという結果になると私は思うのであります。その点につきましては、どういうぐあいに考えられておりますか。

○伊東(五)政府委員　従来公共団体で実施しております庶民住宅の規格につきましては、この法案の基準以上のものになつております。もう少し申し上げますと、基礎はすべてコンクリートでできておりますし、柱の太さなどはこの基準では直接書いてありませんが、政令できめようと思つておる以上のものになつておりますし、屋根も全部かわらぶきになつております。防火構造などにつきましては、大体空地を置けば、防火構造をやらなくともいいというようなことがありますが、庶民住宅ではまわりに十分空地をとつておりまして、すべてこの基準には合つておるばかりでなく、もう少し上等のものになつております。金融公庫で融資する住宅の基準につきましても、大体庶民住宅と同様のことが言えると思います。

○深澤委員　われ〳〵が地方等において見ます庶民住宅、あるいは市営住宅等につきましては、今の局長の御見解とはなはだ相違する事実があるのでありますが、そういう点は十分まだ御調査になつておられないと考えております。

それから建築基準法の内容についてお伺いいたします。第十條でありますが、十分にまだ法案を読んでいませんので、とりあえず気づいたところだけ御質問申し上げますが、第十條に保安上危険であり、または著しく衛生上有害である、そういうことを認めた場合においては、当該建築物の所有者、管理者または占有者に対して、一定の期間をつけて、その全部または一部の除却、移転、改築、増築等の措置をすることができるという規定があるのでありますが、この保安上危険であり、または著しく衛生上有害であるという内容と、それを認定する機関は、どういうものであるか、その点をお伺いしたい。

○伊東(五)政府委員　第十條は、現行法でも大体この通りの規定があるわけでございますが、ごく生命の危険がある、ほとんど倒れかかつておつて、少し強い風が吹けばつぶれるとか、あるいは衛生上非常に有害であるというようなことでございますが、大体非常に差迫つた場合だけしか従来もこの命令をやつたことはございません。将来ともそういうことになると思いますが、認定をいたしますのは、特定行政庁、すなわちこの事務を扱う町村なり都道府県なりが認定をいたします。ただその認定に対して不服がある、あぶなくないといつたような場合には、命令を受けた人は公開聴聞を請求することができるようになつておりますし、またさらに命令に対して異存がありますれば、建築審査会に訴願するという道を開いております。

○深澤委員　そうすると、保安上危険があるというような場合には、その建てた建物が非常に危険であるという、そういう建物自体から発生する原因によつて危険であるというぐあいに認められるのか、それとも周囲のほかのいろんな條件によつて、保安上危険であるというようなことになるのかという点でありますが、今の局長の御説明によると、その建物自体から発生する原因によつて保安上危険である、こういうぐあいに認めた場合に、初めてそういう処置をせられるのか、その点をひとつお伺いしたいと思います。

○伊東(五)政府委員　これは建築物そのものが危険であるという場合に限られております。

○深澤委員　第十一條の問題でありますが、これは従来もあつたでありましようが、特に地方に、この法文に関係するこうした問題がありますので、お伺いいたしますが、この十一條は、公益上著しく支障があると認められるに至つた場合においては、当該建築物の所在地の市町村の議会の同意を得て処置をする、こういう問題があります。これは地方の戦災地等におきましては、学校の敷地等に市営住宅等が建てられておるわけであります。これが学校建築あるいはその他の問題について、立ちのきを命ぜられているというような問題が、非常にたくさんあります。ところが御承知のように、現在の状況として、自分で建物を建てる、あるいは他に住宅を見つけるという努力をいたしましても、ないわけであります。従つてそういう問題が、非常に紛争の種になつておるのでありますが、こういうような場合において、議会の同意を得るならば、この処置を命ずることができる。こういうことでありますが、これを強行せられるという御意思があるのかどうか。もう一つは、その場合において、通常生ずべき損害を、時価によつて補償しなければならないと言つております。この通常生ずべき損害というのを、どういうぐあいに見られておるか。そういう人たちに対しては、もつと積極的に、たとえば庶民住宅であるとか、あるいは他に、今度の金融公庫法による住宅であるとかいうようなものを與えて、そうして解決するような考えを持つておられるのかどうか。こういう問題が、地方では相当問題になつておると思うのでありますが、そういう意味から、第十一條の適用の問題についてお伺いしたいと思います。

○伊東(五)政府委員　今例としておあげになりました、学校の敷地に、終戦後急ぎますので、庶民住宅などを全国で相当建てております。こういう場合については、第三章から第七章までの規定に適合しないということで処理することができません。この規定には直接そういう場合を規定しておりませんので、できないのでございますが、ただいまお話のありました学校敷地あるいは学校の校舎の中に、非常にむりな生活をしている場合につきましては、かねて建設省としてもいろ〳〵考えております。今年度は予算の範囲内で、それらの居住者の移転につきまして考えたいと思つております。

○深澤委員　それから第十八條の、工事完了通知の問題ですが、これは工事完了通知をして、検査を受け、その検査済証の交付を受けなければ使用することができないということになつております。今までのこういう一般の通例としては、工事が完了して、検査済証の交付を受けない前に入つておる事実がたくさんあると思うのです。今度の建築基準法によると、その基準に基く一切の設備をいたしまして、そうして初めて検査済証がおりるわけでありますが、そうすると、たとえばこういうものがたくさんあると思うのです。家をあらましは建てたけれども、あるいは排水設備とかあるいは排水溝とかいうようなものが完備していないとか、あるいは防火壁、ガラスが完備していないというような状態のままに入つて、そうしてあとまた努力してそういうものをつくつて行くというような事情にあるものが、事実上非常にたくさんあるわけです。この法律によつて、今度は、そういうものが一切完備したあとでなければ、使用しあるいは使用させてはならないという規定になつて参りますと、やはり先ほど私が冒頭に申し上げましたように、住宅建設者にとりましては、相当の支障を来すのではないかと考えるわけであります。この点につきましては、どういう措置をとられるのか。これを法的に厳格に施行せられるとなりますれば、私がほど申し上げましたように、建築者にとつて非常に問題が起ると思うので

す。その点についてひとつお伺いしたいと思います。

○伊東(五)政府委員　その点は、第七條の第四項に規定しておりますが、建物ができあがりましたら、竣工の届出をして、検査を受けなければ使用ができないというのが原則でございます。これは第四項の初めに書いてございますように、前條第一項第一号から第三号までの建築物というのは、劇場映画館とか、三階建の建物とかの特定のものだけでありまして、一般の住宅などは、この四項の届出はいらないことになつております。それからなお特定のものにつきましても、七日を経過いたしまして、何の返事もなかつたら使つてもよろしい。それから一部でき上つて使うような場合には、仮使用の承認を受ける、こういうことになつております。

○深澤委員　それからこの建築基準法の各構造の部分などをずつと調べて見ますと、敷地の問題については、道路面よりも高くなければならない。さらに建築物の地盤面は、それに接する周囲の土地よりも高くなければならないということになりますと――先ほど私が建築費が増加すると主張をした具体的な問題として申し上げるのでありますが、そうなりますと、今まで罹災地に建てたような簡単な建て方では、基準に適合しないわけであります。従つて相当の地盛りもしなければならないし、これは相当の費用が増額せられるのではないかと思うのです。下水管の設備、下水溝の設備というようなものにつきましても、現在の市街地を見ましても、こういうものは完備しておりません。これを基準法に基いて完備するということになりますれば、相当の経費がかかることは間違いがないわけであります。それから二十條の安全な構造ということになりますれば、木材関係の問題についても、従来、柱等におきまして、相当細いものが使われておるわけでありまして、この基準法によりますれば、おそらく従来のものよりも、もつと大きいものを使わなくちやないという結果になるのじやないかと思うわけです。それから二十二條の屋根等につきましても、不燃材料でなければならないということになりますれば、板屋根あるいは草屋根等は使えない。こういうふうにずつと見て参りますれば、どうしても建築費の増加ということは、もう必然だと思うのです。この点について建設局といたしましては従来の建設費よりもどの程度経費がかかるような計算になるかということを、参考のためにでも御計算になつたことがおありになるか、どういうようなお考えを持つておられるか、その点をひとつお聞かせ願いたい。

○伊東(五)政府委員　この十九條の、敷地内で家の建つておるまわりを道路よりも高くする、現在もこの通りに規定されておりますが、これは別にむずかしいことではないので、家の床下に雨水の入つて来るようなことを防ぐものであります。但書にもありますように、敷地内の雨水の排水にさしつかえなければいいわけでございます。この点は当然のことでございまして建築費が上るというようなことは考えておりません。それから下水管とか下水溝でございますが、これは別に道路の方まで行つておるわけではないので、敷地内に素掘りでもかまいませんから、雨の水が流れて行くように掘ればよいのでございまして、安くやろうと思えば安くできますし、別に大したものを要求しておるわけではありませんので、現在どこでもやつておることを規定しただけであります。第二十條は安全な強度ということでございますが、これは特に鉄筋コンクリートであるとか、非常に大きな学校とか、そういうものについては強度計算をやつて丈夫なものにしなければいけないが、一般の住宅などにおきましては、従来から平家ならば三寸角以上の柱を使うとかいうことをやつておりますが、これはやはりその程度のことにするつもりでございまして、特に太い柱を使えというようなことはしないつもりでございます。ただ地震とか風なんかに安全なように斜めの筋かいを入れるとか火打を入れるとか、そういうことはちよつとした技術的な注意によつて非常に丈夫になるのでありますから、そういうことによつて行こうと思います。特別の太い柱を使うなどということは要求しないつもりでございまして、この点も別にこれがために金がかかるということはないつもりでおります。

それから第二十二條の屋根でございますが、これは板屋根、草ぶき屋根等はいなかではよろしいのでありますが、ここで特に指定した市街地とありまして、そこでは多少金がかかつても草屋根、板ぶきは困ると思います。これは非常に近所迷惑でございますし、その家自体にとつても不経済でもあり、危険な話でありますから、かわらぶきにするか――専門家では坪当りおそらく千円ぐらいの差があると思いますが、これはやむを得ないと思います。

○深澤委員　それから第三十八條にあります、日本工業規格以外のもので、「その予想しない特殊の建築材料又は構造方法を用いた建築物については、」というこの條文であります。

○浅利委員長　ちよつとお諮りしますが、一般質問を先におやりになつて、逐條審議は追つてやつたらいかがでしようか。大局質問を一通りやりまして……。

○深澤委員　その方が私の方はけつこうなのです。今の三十八條の「その予想しない特殊の建築材料又は構造方法を用いる建築物」というこの解釈ですが、日本工業規格以外のそういうものはどういうものを予想されておるのか、それをお伺いしたい。

○伊東(五)政府委員　これは予想できないものというのでどういう発明があるか将来のことでわかりませんけれども、ここでこの法案でねらつている効果としましては、地震に対する強さとか、防火上の効果とか、そういう点が結果として同等であれば材料、方法についてはここに書いておりませんことでも認めよう、こういう趣旨でございます。

○浅利委員長　ちつとお諮りいたします。本日は大体の質問にとどめまして、なおこの逐條については現在の規定と別段かわらぬようなものもありますので、特に現行規定に改正を加えるという場合においては問題になりましようが、そうじやない限りはそういう問題にあまり重点を置かぬで、改正点の重要点について審議を進めたらどうかと思うのですが、いかがでしようか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○浅利委員長　それでは一般質問についてほかに御質疑があれば……。

○今村(忠)委員　今非公式でありますが取扱上に関する打合せをしたいという御希望があるようでありまして、その基礎になるようなことをちよつとお聞きしておきたいのであります。会期迫つた今日非常に厖大なものを突如として出されて、これを審議するということは、われ〳〵委員会としてはなはだ迷惑に考えるのであります。さてこの統制的な法令を今回またここに出された。さきに建築業法とか建築士法でありますとか、そういうようなものが順次出て来たのでありますが、この建築基準法をこの際ここで出しますが、これに類するものをあと出す御計画があるならば、ひとつ聞かしていただきたい。

○伊東(五)政府委員　現在この種の法令が非常に多うございまして、九つもあるのでございます。法律で二つございますし、命令もずいぶん多いのでございます。そういうものを全部合せまして、この基準法一本にまとめたのでございますので、こういう関係につきましては、この法律以外に別に考えておりません。この法律自体の悪いところは、あとからあらためて、だん〳〵整備して行きたいというふうに考えております。ほかの、あるいは建設省以外でも学校について文部省が考えるとか、厚生行政の点から厚生省が考えるとかいうようなことは考えているかもしれませんが、これらはむしろ建設省

としましてはなるべくこの法律一本で行きたい。現在建築についていろ〳〵手続が煩瑣になっておりますので、その法律の取扱いについては、この法律一つだけでなく、他の法律についても建築関係の事柄は、建築士一本でいいか悪いかということを決定するような仕組みになっておりますので、別にこれのほかにこういう種類の法律をつくることは全然考えておりません。

○今村(忠)委員　そうしますとこの基準法が実施されますと、廃止になる法律は市街地建築物法だけでありますか。

○伊東(五)政府委員　附則にございますが、九つでございます。法律は市街地建築物法とそれからここで御審議願いました市街地建築物法の適用に関する法律、これは映画館とか劇場とかそういった特殊建築物に全国的に適用するという法律でございます。法律は二つでございまして、あとはこの市街地建築物法の関係命令と、それから例の物調法によってやっております臨時建築制限規則――建築の許可制度をやっております。この九つのものを廃止したいと考えております。

○今村(忠)委員　次に建築主事を府県並びに市町村に置くように見受けるのでありますが、その他地方事務所などのある番には置くということが見えていないのですが、これはどうお考えになりますか。

○伊東(五)政府委員　これは市町村都道府県に置くとなっておりまして、さらに区域を、第四條の六項にございますが、所轄の区域をわけて、この区域を所管する建築主事を指定することができる。これで適当に郡なり、あるいは東京都のようなところは区なりに主事を配置することを考えております。

○今村(忠)委員　それではもう一度あらためてお聞きしますが、すなわち基準法をこの際つくらなければならないという理由になるところの、何か従来ある法律で期限等が来て、どうしてもこの際このときつくらなければならぬという、せつぱ詰まったものがあるのか、これを聞いておきたい。

○伊東(五)政府委員　ほかの法律によってぜひともこれを今ただちに制定しなければならぬという理由はございません。ただ市街地建築物法というものは新憲法からいって非常にこれは不適当なものでありますし、また戦災都市の復興などにその古い法規を使ってやっておるということは、もう終戦後五年たちましたので、これ以上遷延を許さないといったようなこととか、臨時建築制限規則、建築の許可制度の廃止に伴いまして、建築物の質を規制をするといったような、間接的の関連はございますが、直接法律によってこの制定を必要とする理由はございません。

○今村(忠)委員　つまりこの際このとき必要とするような理由はないというふうに受けたのですが、そうなんですか。

○伊東(五)政府委員　この提案理由にもございますように、この際急速に法律の制定を必要とするのでございますが、ただ法律の技術的にいって余儀なくされるという点がないということを申し上げたわけであります。

○今村(忠)委員　蛇足になりますが、耐震に関する規定というものを時間がないので発見できなかったのでありますが、それはこの中に盛られておりますか。

○伊東(五)政府委員　耐震構造につきましては、これは非常に技術的な問題でありますので、根本の原則を二十條に規定いたしまして、ずっとありまして地震その他に対して安全な構造でなければならぬということと、その第二項でこれに対して構造、強度計算をしなければならぬということ、それから技術的につきましては、三十六條で政令でもってこの規定を定めるということにいたしております。

○今村(忠)委員　つまり統制的なものの本質があるのですから、かようなものができることについての基礎的なものをちょっと聞くだけですが、申請は建築士法等による建築士でなければできないものかどうか、つまり手軽にできるものかどうか、この点を聞いておかないと、これができることによって非常に迷惑を受けるのでありますから、これをちょっと承っておきたい。

○伊東(五)政府委員　この申請につきまして、建築士との関係でございますが、建築士の問題は建築士法に規定されておりまして、建築士法では別に法律でもって規定することになっております。将来当然その規定に基いてある程度の高級の技術を要するものについては、建築士でなければ設計したり工事の監督をしたりすることはできないという規定が入るものと考えます。ただそれと同時に、公認されました建築士が設計をして申請をするというような場合には、建築主事の確認というような手続につきましては、同時に省略をするというようなことも考えなければならぬというふうに思っております。

○今村(忠)委員　委員長にお尋ねしますが、かような大部のものが会期が迫ってから出たのについては、わずかの間にこれを法制化するという自信があってこれをお受けになったものか、あるいは事前に交渉等があったか、一応お聞きします。

○渋利委員長　この問題は前からしばしば出るということでありまして、予備的にはいろ〳〵懇談会等で聞いておったのであります。われ〳〵といたしましてもこの必要を認めて早く出すようにとしばしば催促いたしておったのでありますが、先刻説明のあったように、三月以来継続して努力しておったのでありますが、諸般の事情で遅れて今提案になった、こういうことであります。しかしこれを通す、通さぬということは、委員各位の御検討の結果によるのでありまして、そういうことについては一応皆さんと御相談を申し上げたいと思っております。

○松井(豊)委員　一言お伺いいたしますが、第六章の防火地域制による制限が強過ぎるのではなかろうか、あまり強い制限をすると、予算に関係ある実情から建築禁止をしたような結果になるおそれがあるのではなかろうか、また広範囲に、一律防火地区に指定せず、火災被害を小範囲にとどめるような大量の防火地帯を指定するようなお考えはあるかないか、こういう二点をお伺いしたいと思います。

○伊東(五)政府委員　この防火地域内に建つ建築の制限があまり強過ぎはせぬかという点でございますが、先ほども申し上げましたように、防火地域につきましては現在と制限内容は大体同じでございますが、ただ戦時になりましてから現在まで緩和地区というものを指定いたしまして、そこでは木造の仮設建築物を許可しておったのであります。現在指定しておりますのが大体六大都市でございますが、そういうところのうちの一部は商業街路のように指定しておりまして、その中でまた緩和地区を指定しておるのでございますが、これを廃止しまして本則通りにやるという点が強くなっております。

それから防火地区に準ずる準防火地域につきましても大体現状とかわりませんが、三階以上のものとか、百五十坪以上というような、特に大きな火災の延燒を助けるようなものだけについては、耐火建築の本建築にしなければならぬということにした点、これだけが現在より強くなっておりますが、この点は都市の不燃化ということの重要性にかんがみまして、この程度の強化はやむを得ないじゃないかというふうに考えておるわけでございます。

それから防火地域の指定の範囲でありますが、この附則によりまして、一応現在甲種防火地区に指定しております六大都市、函館の防火地区、これをそのままここにいう防火地域に乗り移すということにしておりますが、この指定は都市計画委員会の議を経て、建設大臣が指定するものでございまして、この法律が施行になりましたならば、あらためて再検討をして行きたいと考えております。ただいまのところこの防火地域を非常に広く、にわかにやって行くということは考えておりません。

○松井(豊)委員　同僚諸君からもいろいろ御質問がございましたけれども、少くも本年は百五十億円の予算によつ

て八万戸の家を建てる。これは大体その設計についても一応指示はございますけれども、予算の内容によつては三十坪あるいは三十五坪をつくるという希望者もあります。これらの実情に直面いたしまして、なか〳〵許可とかあるいはでき上つたものの検査というような関係もあり、また地域関係、予算関係もあり、せつかく求めた宅地にいたしましても、今の制度が実現されますと、またこれらの人々の予算も狂う。要はわれ〳〵はこまかい調査だとか、ややこしいことは排除して、一日も早くこの足らない家屋を増加したいという希望でありまして、新しい制度にされると、地方にかりに委譲いたしましても、この検定試験を通つた建築主事の人たちが、またいろ〳〵の手を用いることがありはせぬかと思います。これらの点についても、いろ〳〵具体的にお伺いしたいと思いますが、きようは時間がありませんから、簡単ながら総合的に一時間も早くこの建設ができるよう希望するものでございます。

○**浅利委員長**　それでは先刻申し上げましたように、本日はこの程度にとどめ、次回は明二十九日午前十時より開会することといたします。

本日はこれをもつて散会いたします。

午後四時四十五分散会

〔参照〕

請願に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年六月一日印刷　昭和二十五年六月二日発行　衆議院事務局　印刷者　印刷庁